

# 令和2年度 定時総会次第

一般社団法人日本トンネル技術協会

日 時 令和2年6月8日（月） 16：00～

場 所 弘済会館 4階 萩

## 1. 開 会

## 2. 会長挨拶

## 3. 議事録署名者の選出

## 4. 議 事

第1号議案（報告事項）令和元年度事業報告	1
第2号議案（審議事項）令和元年度事業収支決算	25
第3号議案（報告事項）令和2年度事業計画	41
第4号議案（報告事項）令和2年度事業収支予算	46
第5号議案（報告事項）JTAビジョン及びJTAビジョン関連諸制度	53
第6号議案（審議事項）定款の一部変更	58
第7号議案（審議事項）会員規程、入会金及び会費規程の変更	68
第8号議案（審議事項）理事及び監事の選任	75

## 5. 閉 会

## 令和元年度事業報告

定款第 39 条(事業報告及び決算)に基づき、  
本会の令和元年度の事業の報告を行うものである。

1. 会員現況
2. 組織及び業務の分担概要
3. 会議等の概要
  - (1) 総会、(2) 理事会、(3) 顧問・評議員会、(4) 各種委員会
4. 運営・広報事業の概要
5. 国際関係事業の概要
6. 催物事業の概要
7. 調査研究事業の概要

## 令和元年度事業報告

令和元年度は会員のニーズを踏まえるとともに、トンネル技術者にとって必要と考えられる各種事業を展開した。

運営・広報事業では、本会の今後の活動の指針となるビジョン（JTAビジョン）を策定するとともに、ビジョンに掲げている目標等を達成するための仕組みについて検討した。また、会員からの様々な要望に応えるよう本会ホームページの充実や委員会活動成果を含めた図書を広く頒布した。

国際関係事業では、ITAの加盟国代表機関として関係諸国との技術交流に努めるとともに、国際会議の場で日本の技術力を世界に発信した。また、海外の文献・技術情報の収集・広報を行った。

催物事業においては、会員の資質向上を図るための講演会、研究発表会、トンネル現場研修会（見学会）等を積極的に開催した。

調査研究事業では、技術委員会の下で、トンネルや地下空間の建設および維持管理に関する当面の課題や会員からのニーズに積極的に応えた。受託業務においては、学識経験者からなる委員会において審議を重ね、委託者の期待に応える成果を挙げた。

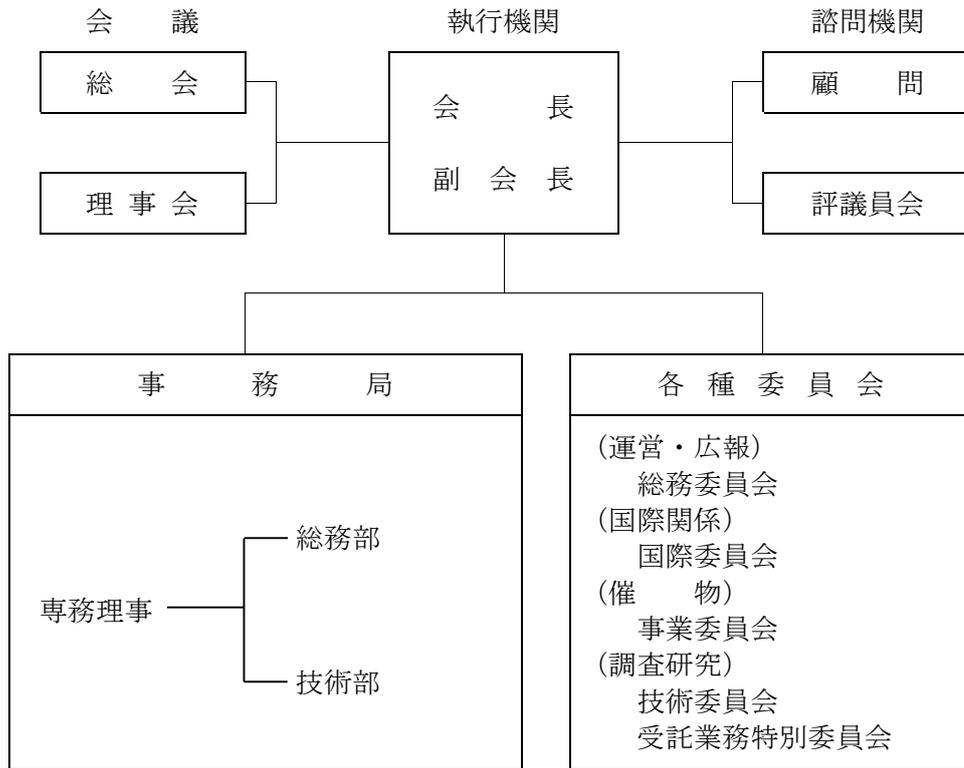
### 1. 会員現況

1975年（昭和50年）以降2020年（令和2年）3月までの会員現況は、次のとおりである。

会員種別	1975.3 (名)	1985.3 (名)	1995.3 (名)	2005.3 (名)	2015.3 (名)	2019.3 (名)	増 (名)	減 (名)	2020.3 (名)
正会員	160	2,098	1,901	2,054	1,286	1,254	48	▲ 66	1,236
団体会員	160	228	282	359	202	205	3	▲ 5	203
特級	—	3	3	3	1	1	0	0	1
特A級	—	—	28	24	23	23	0	0	23
A級	33	34	9	12	5	5	0	0	5
B級	14	16	20	16	10	10	0	0	10
C級	31	30	30	21	15	15	0	0	15
D級	82	145	192	283	148	151	3	▲ 5	149
個人会員	—	1,870	1,619	1,695	1,084	1,049	45	▲ 61	1,033
一般会員	—	—	—	—	866	827	43	▲ 57	813
推薦会員	—	—	—	—	206	208	2	▲ 4	206
特別会員	—	—	—	—	12	7	0	0	7
名誉会員	—	—	—	—	0	7	0	0	7
賛助会員	—	—	—	—	169	227	42	▲ 64	205
計	160	2,098	1,901	2,054	1,455	1,481	90	▲ 130	1,441

※1986年 特A級会員を設置、2007年 作業所単位会員を設置、2013年 作業所単位会員を廃止・賛助会員を設置

## 2. 組織及び業務の分担概要



### (1) 会 議

- 1) 総会を6月に開催し、協会の運営上重要な事項を、また、理事会を5回開催し、会務の執行に関する事項を審議した。理事、監事の名簿は別表のとおりである。

(4頁参照)

### (2) 執行機関

- 1) 会長は会務を統括し、副会長は会長を補佐した。
- 2) 事務局では、専務理事が常勤し、会長及び副会長を補佐して会務を処理した。
- 3) 各種委員会については、4つの常設委員会の他、受託(請負等)業務に応じて7の特別委員会・検討会を設け、別表のとおり各委員会を開催して会務を分担した。

(6～10頁参照)

### (3) 諮問機関

- 1) 顧問・評議員会を5月と11月に開催し、会長の諮問に応じた。顧問・評議員の名簿は別表のとおりである。

(5頁参照)

一般社団法人日本トンネル技術協会

理事・監事名簿

令和2年3月現在

No.	区分	氏名	所属	役職
1	会長	谷口 博昭	(一財)建設業技術者センター	理事長
2	副会長	小島 滋	(独)鉄道・運輸機構	副理事長
3	副会長	宮本 洋一	(一社)日本建設業連合会	副会長、土木本部長
4	専務理事	時政 宏	(一社)日本トンネル技術協会	専務理事
5	理事	藤井 元生	中日本高速道路(株)	取締役常務執行役員
6	理事	村尾 光弘	西日本高速道路(株)	取締役常務執行役員
7	理事	土橋 浩	首都高速道路(株)	執行役員
8	理事	高瀬 昭雄	(独)鉄道・運輸機構	理事 ※【本会総務委員長】
9	理事	大石 敬司	東京地下鉄(株)	鉄道本部改良建設部長
10	理事	谷本 俊哉	東京都交通局	建設工務部長
11	理事	高田 悦久	鹿島建設(株)	専務執行役員
12	理事	河田 孝志	清水建設(株)	常務執行役員
13	理事	高嶋 正彦	(株)熊谷組	執行役員副社長
14	理事	見喜 一朗	(株)鴻池組	常務執行役員
15	理事	森山 越郎	東洋建設(株)	代表取締役執行役員副社長
16	理事	山田 裕之	戸田建設(株)	常務執行役員
17	理事	山本 喜裕	日本国土開発(株)	専務執行役員
18	理事	吉川 大三	(株)安藤・間	顧問
19	理事	中西 隆夫	前田建設工業(株)	取締役常務執行役員
20	理事	森 理太郎	三井住友建設(株)	常務執行役員
1	監事	遠藤 元一	東日本高速道路(株)	特別参与
2	監事	久保田政宏	(株)竹中土木	執行役員副社長
3	監事	菊地 眞	鉄建建設(株)	専務執行役員

## 顧問・評議員名簿

令和2年3月現在

No.	区分	氏名	所属	役職
1	顧問	萩原 浩	(一社)日本トンネル技術協会	顧問
2	顧問	小森 博	(一社)海外鉄道技術協力協会	顧問
3	顧問	佐藤 信彦	(一社)日本トンネル技術協会	顧問
1	評議員	福井 勝則	東京大学	大学院教授
2	評議員	日野 浩二	(独)水資源機構	ダム事業部長
3	評議員	金崎 智樹	本州四国連絡高速道路(株)	取締役常務執行役員
4	評議員	関本 宏	阪神高速道路(株)	取締役常務執行役員
5	評議員	今井 政人 (大西 精治)	東日本旅客鉄道(株)	執行役員建設工事部長
6	評議員	佐藤 俊哉	電源開発(株)	執行役員土木建築部長
7	評議員	佐々木 健	東京都下水道局	計画調整部長
8	評議員	佐藤 健人	(株)大林組	代表取締役副社長執行役員
9	評議員	谷山 二郎	大成建設(株)	常務執行役員
10	評議員	飯田 廣臣	(株)奥村組	専務執行役員
11	評議員	上総 周平	五洋建設(株)	執行役員副社長
12	評議員	宮本 雅文	佐藤工業(株)	代表取締役社長
13	評議員	永友 久信	東亜建設工業(株)	土木事業本部理事
14	評議員	森藤 眞治	東急建設(株)	常務執行役員
15	評議員	伊藤 淳	飛島建設(株)	取締役執行役員副社長
16	評議員	萩原 達也	西松建設(株)	執行役員
17	評議員	岡野利喜造	(株)フジタ	取締役常務執行役員
18	評議員	山崎 政俊	(株)不動テトラ	常務執行役員
19	評議員	伊勢田 敏 (木村 昌司)	(一社)日本建設業連合会	常務執行役
20	評議員	真下 英人	(一社)日本建設機械施工協会	業務執行理事
21	評議員	元木 洋	青木あすなろ建設(株)	顧問
22	評議員	井上 基宏	(株)大本組	取締役常務執行役員
23	評議員	鈴木 明	(株)銭高組	執行役員
24	評議員	今井 和美	大豊建設(株)	取締役常務執行役員
25	評議員	牧原 久利	若築建設(株)	執行役員
26	評議員	西海 健二	日本製鉄(株)	建材開発技術部長
27	評議員	井上 年史	JIMテクノロジー(株)	代表取締役副社長
28	評議員	入江 健二	メトロ開発(株)	代表取締役社長 ※【本会事業委員長】
29	評議員	西村 和夫	首都大学東京	理事 ※【本会技術委員長】
30	評議員	中村 武夫	中日本高速道路(株)	執行役員 ※【本会国際委員長】

注) 氏名欄の ( ) 内は、年度途中の交替者 (前任者) を示す。

## 令和元年度各種委員会の構成

注) ◎幹事長兼任 ○幹事兼任 ( ) 前任者

### 1. 総務委員会(15)

委員長	高瀬 昭雄
副委員長	高田 悦久
委員	岡村 次郎
〃	杉野 浩茂
〃	水口 和之
〃	土橋 浩
〃	今井 政人
〃	大石 敬司
〃	谷本 俊哉
〃	佐藤 健人
〃	高嶋 正彦
〃	谷山 二郎
〃	河田 孝志
〃	久保田政宏
〃	菊地 眞

〃	澤 徹
〃	久多羅木吉治
〃	松原 利之
〃	森 正彦

〃	河田 皓介
〃	保利 彰宏
〃	(白井 孝典)
〃	檜館 学
〃	小松原 涉
〃	(林 稔)
〃	江口 康則

### 1.2.2 ホームページWG

### 2. 国際委員会(7)

委員長	中村 武夫
委員	福本 勝司
〃	砂金 伸治
〃	福島 広志
〃	福井 勝則
〃	(磯谷 篤実)
〃	清水 健志
〃	石田 積

### 2.1.1 英文ホームページ改訂WG(7)

主査	砂金 伸治
幹事	(菊地 浩貴)
〃	佐々木 亨
〃	若林 功起
〃	アトサムアズマン
〃	岸田 展明
〃	小松原 涉
〃	河田 皓介

### 1.1 企画運営幹事会(9)

幹事長	水口 和之
副幹事長	吉富 幸雄
幹事	清水 健志
〃	大津 敏郎
〃	本田 諭
〃	(小西 英生)
〃	伊藤 聡
〃	西岡 和則
〃	川崎 哲人
〃	内藤 将史
〃	(請川 誠)

### 2.1 ITA小委員会(25)

委員長	砂金 伸治
顧問	福本 勝司
〃	石田 積
幹事	杉本 光隆
〃	岸田 潔
〃	日下 敦
〃	小出 孝明
〃	吉川 直孝
〃	真下 英人
〃	(下田哲史)
〃	山崎 哲也
〃	(赤澤 正彦)
〃	渡辺 和之
〃	(今倉 和彦)
〃	山下 健司
〃	北村 義宜
〃	小野 知義
〃	大塚 勇
〃	辻川 泰人
〃	満尾 淳
〃	淡路 動太
〃	アトサムアズマン
〃	(中谷 武彦)
〃	新宮 康之

### 2.2 海外情報小委員会(6)

委員長	福井 勝則
委員	日下 敦
〃	堀口 陽子
〃	新井 泰
〃	秋好 賢治
〃	横尾 敦

### 1.2 広報小委員会

#### 1.2.1 会誌WG(13)

主査	山田 隆昭
幹事	吉岡 大蔵
〃	福山 恵夫
〃	中野 清人
〃	坂田 聡
〃	中間 祥二
〃	西岡 和則
〃	金岡 幹
〃	吉富 幸雄

#### 2.2.1 文献WG(22)

主査	福井 勝則
幹事	日下 敦
〃	萩原 秀樹
〃	石原 陽介
〃	新井 泰
〃	堀口 陽子
〃	岡 滋晃
〃	新 孝一
〃	仲山 貴司
〃	今倉 和彦
〃	今泉 和俊
〃	藤原 浩一
〃	尾畑 洋
〃	河上 清和

// 瀬谷 正巳  
 // 谷 卓也  
 // 畑生 浩司  
 // 満尾 淳  
 // 中山 卓人  
 // 米田 新  
 // 野間 達也  
 // 久慈 雅栄

#### 2.2.2 ニュース WG(9)

主査 清水 健志  
 幹事 八鳥 雄介  
 // 日向 美郷  
 // 横畑 友幹  
 // (法橋 亮)  
 // 辻川 泰人  
 // 稲田 匠吾  
 // 篠原 慶二  
 // 山下 高俊  
 // 笹田 俊之

#### 2.2.3 対外広報 WG(12)

主査 清水 健志  
 幹事 福島 広志  
 // 吉井 洋紀  
 // 日下 敦  
 // (今井 寛樹)  
 // 石川 大輔  
 // 清水 雅之  
 // (寺島 善宏)  
 // 内海 和仁  
 // 本田 諭  
 // 秋好 賢治  
 // 北村 義宜  
 // (青木 宏一)  
 // 尾畑 洋  
 // (植村 義幸)  
 // 西村 知晃

#### 3.事業委員会(19)

委員長 入江 健二  
 委員 吉岡 大蔵  
 // (伊藤 哲男)  
 // 中野 清人  
 // 鈴木 恒男

// 嶋田 司  
 // 山下 賢司  
 // 川上 直之  
 // 西浦 秀明  
 // 橘高 豊明  
 // 西岡 和則  
 // 河越 勝  
 // 金岡 幹  
 // (高市 一馬)  
 // 友野 雄士  
 // 宇田 誠  
 // 久多羅木吉治  
 // 内藤 将史  
 // 築地 功  
 // 鈴木 雅行  
 // 森田 篤

#### 4.技術委員会(17)

委員長 西村 和夫  
 委員 杉本 光隆  
 // 日下 敦  
 // 市場 一好  
 // 佐原 圭介  
 // 八木 弘  
 // 中野 清人  
 // 今井 政人  
 // 永田 憲二  
 // 川上 直之  
 // 中間 祥二  
 // 中村 誠喜  
 // 西岡 和則  
 // 手塚 仁  
 // 安藤 拓  
 // (高市 一馬)  
 // 友野 雄士  
 // 内藤 将史

#### 4.1 共通技術小委員会(15)

委員長 市場 一好  
 委員 長田 英和  
 // 日下 敦  
 // 中野 清人  
 // 松永 卓也  
 // 廣元 勝志  
 // 染次 治仁

// 川上 直之  
 // 吉本 正浩  
 // 金岡 幹  
 // 築地 功  
 // 大谷 達彦  
 // 鈴木 雅行  
 // 篠原 慶二  
 幹事 澤田 和也

#### 4.1.1 資機材検索リスト運営 WG(6)

主査 松永 卓也  
 副主査 永田 憲二  
 委員 鈴木 正憲  
 // 中田 晴久  
 // 越田 健  
 // 篠原 慶二

#### 4.2 山岳工法小委員会(21)

委員長 佐原 圭介  
 委員 木谷日出男  
 // 日下 敦  
 // 伊藤 哲男  
 // 海瀬 忍  
 // 水野光一朗  
 // 森岡 宏之  
 // 野城 一栄  
 // 鈴木 雅行  
 // 中間 祥二  
 // 橘高 豊明  
 // 青柳 隆浩  
 // 手塚 仁  
 // 谷川 隆之  
 // 石井 三郎  
 // (高市 一馬)  
 // 友野 雄士  
 // 築地 功  
 // 大谷 達彦  
 // 末松 幸人  
 // 森田 篤  
 // 鷹嘴 智司

#### 4.2.1 支保 WG(26)

主査 佐原 圭介  
 委員 佐々木 亨

// 森岡 宏之  
 // 浜田 元  
 // 伊藤 哲  
 // 河村 巧  
 // 横尾 敦  
 // 青木 宏一  
 // 富澤 直樹  
 // 大森 禎敏  
 // 谷川 隆之  
 // 石井 三郎  
 // 中塚 静夫  
 // 川島 義和  
 // 満尾 淳  
 // 山村 浩介  
 // 内藤 将史  
 // 熊谷 幸樹  
 // (岡井 崇彦)  
 // 鈴木 健  
 // 山仲 徹  
 // 稲葉 秀雄  
 // 野間 達也  
 // 水谷 和彦  
 // 鎌田 修司  
 // 國村 省吾  
 // 入内島克明

#### 4.2.2 地山評価WG(17)

主 査 木谷日出男  
 委 員 前川 和彦  
 // 川越 健  
 // 田中 姿郎  
 // 中谷 匡志  
 // 奥澤 康一  
 // 片山 政弘  
 // 高馬 崇  
 // 淡路 動太  
 // 小山 俊滉  
 // 山下 雅之  
 // 永井 誠二  
 // 小熊 登  
 // 武藤 直樹  
 幹 事 上野 光  
 // 宮嶋 保幸  
 // 石濱 茂崇

#### 4.2.3 防・排水工WG(13)

主 査 伊藤 哲男  
 委 員 巽 義和  
 // 若林 功起  
 // 鈴木 雅行  
 // (西浦 秀明)  
 // 斎藤 有佐  
 // 手塚 康成  
 // (福嶋 幸治)  
 // 上岡 真也  
 // (小仲井一朗)  
 // 小原 伸高  
 // 辻川 泰人  
 // 塚本 祐司  
 // 渡部 直人  
 // 四谷 敦  
 幹 事 村田 雄輝

#### 4.3 都市トンネル小委員会(19)

委員長 川上 直之  
 委 員 佐原 圭介  
 // 大塚 努  
 // 本田 諭  
 // 林田 岳士  
 // 三谷 英司  
 // 岡 滋晃  
 // 守屋 洋一  
 // 福居 雅也  
 // 中川 雅由  
 // 河越 勝  
 // 赤津 基博  
 // 中村 隆良  
 // 高村勝之進  
 // 久多羅木吉治  
 // 稲田 義和  
 // 安光 立也  
 // 片岡希誉司  
 // 五十嵐英史

#### 4.4 安全環境委員会(19)

委員長 中野 清人  
 委 員 長田 英和  
 // 森本 智  
 // 大村 倫久

// 長谷川正明  
 // 吉川 直孝  
 // 前川 和彦  
 // 沼上 寿  
 // 斉藤 仁  
 // 嶋本 敬介  
 // 土屋 良直  
 // 谷川 隆之  
 // 三原 泰司  
 // 浅野健一郎  
 // 岡山 孝  
 // 山田 秀雄  
 // 高森 清士  
 // 藤多 真也  
 // 安光 立也

#### 4.5 保守管理小委員会(16)

委員長 今井 政人  
 幹事長 下山 貴史  
 委 員 長田 英和  
 // 日下 敦  
 // 大津 敏郎  
 // 白鳥 明  
 // 沼田 敦  
 // 玉松潤一郎  
 // 染次 治仁  
 // 伊藤 忠司  
 // 森岡 宏之  
 // 野城 一栄  
 // 福井 正規  
 // 北川 真也  
 // 川端 康夫  
 幹 事 小瀬 喜巳

5. 北海道新幹線、新函館北  
斗・札幌間トンネル施工技術  
委員会(51)

委員長 三上 隆  
副委員長 小山 幸則  
委員 大島 洋志  
" 朝倉 俊弘  
" 東畑 郁生  
" 川村 信人  
" 五十嵐敏文  
" 藤井 義明  
" 岸田 潔  
" 太田 岳洋  
" 倉橋 稔幸  
" 大津 直  
" 北川 修三  
" 小西 真治  
" 岡野 法之  
" 野城 一栄  
" 島村 昭志  
オブザーバー 島多 昭典  
" 保田 尚俊  
協力者 服部 修一  
" 深沢 成年  
" 蓼沼 慶正  
" 小野 顕司  
" 岡田 良平  
" 村上 明  
" 高氏 昇  
" 玉井 真一  
" 佐原 圭介  
" 磯谷 篤実  
" 依田 淳一  
" 山本 武史  
" 阿部 信介  
" 内田 雅洋  
" 萩原 秀樹  
" 魚津 宗  
" 佐々木 裕  
" 三浦 貴幸  
" 鈴木 隆  
" 落合 洋則  
" 浦川 博臣  
" 千代 啓三  
" 石山 民一

" 高橋源太郎  
" 斉藤 道真  
" 才神 貴幸  
" 樋口 哲哉  
" 今井 寛樹  
" 吉村 直人  
" 鶴谷 建太  
" 橋本 浩市  
" 西村 直樹

5.1 機械化施工小委員会(34)

委員長 小山 幸則  
委員 杉本 光隆  
" 中川 光弘  
" 五十嵐敏文  
" 藤井 義明  
" 勝見 武  
" 岸田 潔  
" 岩波 基  
" 太田 岳洋  
" 上原 元樹  
" 津野 究  
" 小西 真治  
" 島村 昭志  
" 野々村政一  
" 野口 守  
オブザーバー 菊本 統  
" 上澤 真平  
協力者 深沢 成年  
" 蓼沼 慶正  
" 小野 顕司  
" 岡田 良平  
" 高氏 昇  
" 村上 明  
" 玉井 真一  
" 佐原 圭介  
" 磯谷 篤実  
" 萩原 秀樹  
" 魚津 宗  
" 三浦 貴幸  
" 千代 啓三  
" 斉藤 道真  
" 吉村 直人  
" 西村 直樹

6. 効率の点検特別委員会(24)

委員長 西村 和夫  
副委員長 砂金 伸治  
委員◎ 松岡 茂  
" 石田 哲也  
" 森本 智  
" 藤田 一宏  
" 大津 敏郎  
" 八木 弘  
" 小林 康範  
" ○ 秋好 賢治  
" ○ 手塚 康成  
" ○ (小仲井一朗)  
" ○ 須藤 敏明  
" ○ (楠本 太)  
" ○ 上岡 真也  
" ○ 西脇 敬一  
" ○ 平間 昭信  
" ○ 大谷 達彦  
" ○ 鈴木 雅行  
" ○ 望月 誠一  
" ○ 重田 佳幸  
" ○ 岡部 正  
" ○ (高橋 幸一)  
" ○ (藁宮 芳和)  
" ○ (室賀陽一郎)  
協力者 (伊藤 哲男)  
" 中野 清人  
" 海瀬 忍  
" 上谷 明生  
" (前田 佳克)  
" 村田 雄輝

7. 盤ぶくれ対策特別委員会  
(31)

委員長 西村 和夫  
委員 蔣 宇静  
" 砂金 伸治  
" 日下 敦  
" 嶋本 敬介  
" 藤田 一宏  
" ◎ 太田 裕之  
" 大津 敏郎  
" 前川 秀人  
" 八木 弘

// (岩尾 哲也)  
 // 伊藤 哲男  
 // ○ 河邊 信之  
 // ○ (山本 拓治)  
 // ○ 宮嶋 保幸  
 // ○ 青木 宏一  
 // ○ 安藤 拓  
 // ○ (友野 雄士)  
 // ○ 小原 伸高  
 // ○ 渡辺 淳  
 // ○ (植村 義幸)  
 // ○ 川島 義和  
 // ○ 盛重 知也  
 // ○ 川端 康夫  
 // ○ 小出 孝明  
 協力者 遠藤 皓介  
 // 山崎 敏史  
 // 永田 政司  
 // 福島 淳  
 // 村上 貴行  
 // 桐野 義忠  
 // (伊藤 哲男)  
 // 中野 清人  
 // 海瀬 忍  
 // 前川 和彦  
 // 村田 雄輝

#### 8. 覆工再生工法検討委員会 (35)

委員長 木村 定雄  
 委員◎ 八木 弘  
 // 杉本 光隆  
 // 榊原 和成  
 // 伊藤 公一  
 // ○ 岩井 清彦  
 // ○ 佐藤 元彦  
 // ○ 海瀬 忍  
 // ○ 重田 佳幸  
 // ○ 岡本 直樹  
 // ○ 河邊 信之  
 // ○ 秋好 賢治  
 // ○ 山本 拓治  
 // ○ 青木 宏一  
 // ○ 安藤 拓  
 // ○ 友野 雄士

// ○ 植村 義幸  
 // ○ 盛重 知也  
 // ○ 楠 淳  
 // ○ 山田 和晃  
 // ○ 伊藤 将司  
 // ○ 鈴木 俊雄  
 // 宮澤 正隆  
 // 伊藤 正人  
 // 大橋由紀雄  
 // 関島 元司  
 幹事○ 中村 純  
 // ○ 権藤 正典  
 オブザーバー 山崎 哲也  
 // 前川 和彦  
 // 河合 隆則  
 協力者 森山 守  
 // 松本 滋  
 // 卷田 将聡  
 // 横地 淳

#### 9. 既設構造物と新設構造物との接合等に関する設計・施工法検討委員会(13)

委員長 二羽淳一郎  
 委員◎ 岩波 基  
 委員 渡辺 忠朋  
 // 野焼 計史  
 // 大石 敬司  
 // 荻野 竹敏  
 // 河畑 充弘  
 // 伊藤 聡  
 事務局○ 大塚 努  
 // ○ 新井 泰  
 // ○ 岡ノ谷圭亮  
 // ○ 水上 博之  
 // ○ 田中 篤史

#### 10. 東西線木場駅改良土木工事に関する技術検討委員会 (31)

委員長 小泉 淳  
 副委員長 小山 幸則  
 委員 野焼 計史  
 // 大石 敬司  
 // 荻野 竹敏

// 岡田 龍二  
 // 嶋田 司  
 // 大塚 努  
 // 森谷 剛  
 // 河畑 充弘  
 // 小西 真治  
 // 西村 高明  
 幹事 増田 昌弘  
 // 吉迫 和生  
 // 奥村 一正  
 // 森 暢典  
 事務局○ 新井 泰  
 // ○ 岡ノ谷圭亮  
 // ○ 大崎 友輝  
 // ○ 村上 哲哉  
 // ○ 沢里 光生  
 // ○ 加藤 優斗  
 // ○ 伊藤 弘之  
 // ○ 小林 克哉  
 // ○ 前川 浩幸  
 // ○ 水上 博之  
 // ○ 田中 篤史  
 オブザーバー 牛垣 勝  
 // 近藤 資  
 // 松林 周磨  
 // 大隈 充浩  
 // 星野 恭平

#### 11. 西武鉄道新宿線(中井駅～野方駅間)連続立体交差事業技術検討委員会(5)

委員長 小山 幸則  
 委員 大石 敬司  
 // 奥山 宏二  
 // 陰山 健司  
 // 真弓 昭弘

常設委員会及び特別委員会

構成延べ人員 537名  
 実人員 350名  
 (注;前任者を除く)

### 3. 会議等の概要

#### (1) 令和元年度定時総会

日 時： 令和元年6月12日（水）16：00～16：40

場 所：弘済会館 4階 萩

出席者：出席社員 総員 1,254名中 出席 154名 委任状 688名 計 842名

出席役員 理事：谷口博昭、小島滋、時政宏、遠藤元一、廣瀬輝、高田悦久

飯田廣臣、高嶋正彦、森藤眞治、森山越郎、山崎政俊 以上 11名

監事：佐藤俊哉、宮本雅文、久保田政宏 以上 3名

(総会の成立)

時政専務理事が上記出席者を報告し、総会が成立した旨を告げた。

(議長選出)

定款第15条の規定により、総会の議長を谷口会長にお願いし、谷口会長から挨拶があった。

(議事録署名者)

議長から、定款第19条第2項の規定により、総会議事録の署名人として、議長の他、出席会員の金崎智樹氏、高嶋正彦氏にお願いしたい旨諮ったところ全員異議がなく、了承、選出された。

(議 事)

谷口議長は、議案の議事に入る旨、宣した後、

(1)第1号議案 (報告事項)令和元年度事業報告について

(2)第2号議案 (審議事項)令和元年度事業収支決算について

上記2件を一括して上程することとし、事務局の説明を求めた。

先の理事会で承認された令和元年度事業報告について、会員現況、協会組織の概要、会議等の概要、各種委員会の活動状況(運営・広報事業、国際関係事業、催物事業、調査研究事業)の報告があった。

引き続き、定款第39条の規定に基づく定時総会の承認事項として、令和元年度事業の収支決算について、9種類の財務諸表等のうち、正味財産増減計算書を用いて説明があった。総括として、経常収益が297,787千円、経常費用が284,805千円となり、また経常外費用として前期損益修正損が7,166千円あることから、当期一般正味財産増減額は5,816千円の増額で、一般正味財産残高は期首128,798千円から期末134,614千円に増額となった旨の説明があった。

引き続き、佐藤監事より監査結果の報告があった。

谷口議長が、第1号議案について質問を求めたところ発言がなく、了承された。

次に、谷口議長が第2号議案について質問を求めたところ発言がなく、採決した結果、異議がなく、原案どおり承認された。

次に谷口議長から

(3)第3号議案(報告事項)令和元年度事業計画について

(4)第4号議案(報告事項)令和元年度事業収支予算について

上記2件について一括して上程することとし、事務局の説明を求めた。

先の理事会で承認された令和元年度事業計画について、運営・広報事業、国際関係事業、催物事業、調査研究事業のそれぞれの概要についての報告があった。

次に、先の理事会で承認された令和元年度事業収支予算について、損益ベースの会計予算書により説明があった。経常収益は前年度予算から33,920千円減額の235,116千円、経常費用は前年度予算から33,807千円減額の235,116千円とした、前年度と同様に収支均衡を計った予算としている旨の説明があった。なお、減額の要因は海外技術調査及び受託業務に係る減額であるとの補足があった。

谷口議長が第3号及び第4号議案について質問を求めたところ、発言がなく、了承された。

(5)第5号議案(審議事項)理事及び監事の選任について

谷口議長の指示により、事務局から以下の説明があった。

定款第12条第2号、第21条第1項の規定により、理事及び監事の選任を諮るものである。本総会終了を以て任期満了となる理事の谷口博昭氏、小島滋氏、宮本洋一氏、遠藤元一氏、岡本博氏、飯田廣臣氏、森藤眞治氏、梅田一成氏、山崎政俊の9名、監事の宮本雅文氏、及び辞任の申し出があった理事の廣瀬輝氏、大西精治氏、野崎誠貴氏、佐藤健人氏、生木泰秀氏、足立宏美の6名、監事の佐藤俊哉氏に対し、先の理事会で推薦された理事16名及び監事2名の候補者の紹介があった。

谷口議長が第5号議案について質問を求めたところ発言がなく、推薦された候補者を一名ずつ諮った結果、それぞれ異議がなく、下記のとおり選任が承認された。

再任の理事:谷口博昭氏、小島滋氏、宮本洋一氏

新任の理事:藤井元生氏、村尾光弘氏、土橋浩氏、高瀬昭雄氏、大石敬司氏

谷本俊哉氏、河田孝志氏、見喜一朗氏、山田裕之氏、山本喜裕氏

吉川大三氏、中西隆夫氏、森理太郎氏

新任の監事:遠藤元一氏、菊地眞氏

(その他)

事務局から令和元年度の事業を推進するにあたり、先の理事会で承認された常設委員会の委

員長の紹介があった。

総務委員長は理事の高瀬昭雄氏(新任)、国際委員長が評議員の中村武夫氏(留任)、事業委員長が評議員の入江健二氏(留任)、技術委員長が評議員の西村和夫氏(留任)である。

また、谷口会長から、令和元年度施工体験発表会における山岳トンネル部門、都市トンネル部門の最優秀発表者それぞれ1名を表彰した。

(閉 会)

以上をもって本日の議事が終了したので、谷口議長は閉会を宣した。

## (2) 理 事 会

**令和元年度第1回 理事会** (令和元年5月22日(水)) 理事8名、監事2名 計10名

- ① 令和元年度の理事、監事、評議員について
- ② 特別会員の推薦について
- ③ 常設委員会委員長の選出について
- ④ 令和元年度定時総会議案(案)
- ⑤ JTAビジョンの策定について

**令和元年度第2回 理事会** (令和元年6月12日(水)) 理事11名、監事3名 計14名

- ① 令和元年度定時総会議案進行

**令和元年度第3回 理事会** (令和元年6月12日(水)) 理事16名、監事3名 計19名

- ① 役員(会長、副会長)の選定について

会長：谷口 博昭

副会長：小島 滋、宮本 洋一

**令和元年度第4回 理事会** (令和元年11月14日(木)) 理事16名、監事1名 計17名

- ① 評議員の交替  
評議員辞任：大西 精治 評議員選任：今井 政人
- ② 令和2年度定時総会開催日の選定
- ③ JTAビジョンの決定、及びJTAビジョンの実施事項等について

**令和元年度第5回 理事会** (令和2年3月16日(月)) 理事15名、監事2名計17名

- ① 令和2年度定時総会の開催日程(再)

- ② 会費の改定、JTA ビジョン関連諸制度の創設
- ③ 令和 2 年度理事、監事、評議員の構成
- ④ 令和 2 年度定時総会議案要綱
- ⑤ 評議員の交替

評議員辞任：木村 昌司 評議員選任：伊勢田 敏

### (3) 顧問・評議員会

令和元年度第 1 回顧問・評議員会（令和元年 5 月 22 日（水））顧問 1 名、評議員 19 名、その他 5 名 計 25 名

- ① 令和元年度定時総会議案（案）

令和元年度第 2 回顧問・評議員会（令和元年 11 月 14 日（木））顧問 1 名、評議員 17 名、その他 2 名 計 19 名

- ① 令和元年度事業活動及び上半期収支現況
- ② JTA ビジョンの実施事項等について

(4) 各種委員会（令和元年度開催状況）

委員会名	構成 人員 (人)	開催 回数 (回)	出席 人数 (人)	委員会名	構成 人員 (人)	開催 回数 (回)	出席 人数 (人)
1 総務委員会	37	21	238	5 北海道新幹線、新函館・札幌間	85	3	137
委員会	15	4	41	トンネル施工特別委員会			
企画運営幹事会	9	4	29	委員会	51	1	49
広報小委員会	—	0	0	機械化施工小委員会	34	2	88
会誌WG	13	13	168	6 効率的点検特別委員会	24	7	116
ホームページWG	—	0	0	7 盤ぶくれ対策特別委員会	31	8	190
2 国際委員会	88	22	195	8 覆工再生工法検討委員会	35	7	158
委員会	7	1	8	9 既設新設接合特別検討委員会	13	1	22
I T A小委員会	25	2	39	10 東西線木場駅改良特別委員会	31	1	36
英文H P改訂WG	7	2	12	11 西武鉄道新宿線連続立体	5	0	0
海外情報小委員会	6	0	0	交差事業技術検討委員会			
文献WG	22	0	0				
ニュースWG	9	11	83				
対外広報WG	12	6	53				
3 事業委員会	19	5	75				
4 技術委員会	169	29	394				
委員会	17	1	17				
共通技術小委員会	15	0	0				
資機材検索性運営WG	6	2	13				
山岳工法小委員会	21	1	19				
支保WG	26	5	107				
地山評価WG	17	7	79				
防・排水工WG	13	5	58				
都市トンネル小委員会	19	2	23				
安全環境小委員会	19	3	40				
保守管理小委員会	16	3	38				
				合 計	537	104	1,561

(注1) 開催回数にはメール審議による開催も含む。

(注2) 出席人数にはオブザーバーと事務局を含む。

(委員会数と構成員延べ人数)

区分	委員会	小委員会	幹事会 WG	計	延べ 人数
常設	4	8	11	23	313
特別	7	1	0	8	224
計	11	9	11	31	537

## 4. 運営・広報事業の概要

総務委員会委員長 高瀬 昭雄

本会の事業の運営方針や広報活動について全体調整を行うとともに、企画運営幹事会及び広報小委員会において、具体的な方策を検討した。また、国内外からの技術協力や協賛・後援依頼について検討した。

- ①JTAビジョンをはじめ、本会の事業の運営方針について検討した。
- ②令和2年度事業計画案及び予算案を検討した。

### (1) 企画運営幹事会

幹事長 水口 和之

- ③本会の今後を見据えた活動のため、JTAビジョン原案を策定するとともに、その内容を実効あるものにするための具体策について検討した。

### (2) 広報小委員会

委員長 平野 隆

- ④ホームページ及び会誌「トンネルと地下」等により、広報活動の充実に努めた。
- ⑤各種委員会の研究成果である貴重な技術情報の活用を図るため、頒布図書資料(17頁参照)の広報活動に努めた。

## 5. 国際関係事業の概要

国際委員会委員長 中村 武夫

ITA活動等への参加などを通じて、トンネル技術に関する各国の情報収集、わが国からの情報発信及び国際協力に努めた。

- ①ITAを通じてわが国のトンネル技術情報を積極的に発信するとともに、各種作業部会(WG)に参加するなどITAの場の活用に努めた。
- ②WTC2020(マレーシア・クアラルンプール)での共同技術展示について検討を実施した。

### (1) ITA小委員会

委員長 砂金 伸治

- ③わが国のトンネル技術の情報発信のため、前年度に引き続き、WTC2019(開催地:イタリア・ナポリ)で会員企業と共同で技術展示を行った。
- ④イタリア・ナポリで開催された ITA 総会および WTC(世界トンネル会議)への出席と対応方針について調整するとともに、会議結果報告を会誌 2019 年 10 月号に掲載した。
- ⑤マレーシア・クアラルンプールで開催されるITA総会およびWTC2020への対応方針について調整した。

### (2) 海外情報小委員会

委員長 福井 勝則

- ⑥トンネル技術に関する海外の雑誌の記事を抽出、翻訳して会誌に掲載した。
- ⑦わが国の技術を積極的に世界に広報するため、来年度当初の刊行に向けて「Tunnelling Activities in Japan 2020」を編集した。

## 頒布図書一覧表

令和元年度は、これまでの研究成果を主とした下記図書資料 180部 を頒布した。

刊行年度	図書番号	図 書 名	頒布部数	残部数
1985	6008	トンネル工事の安全－NATM編－	1	55
1990	90001	大深度地下利用技術(邦文)	1	8
	90002	大深度地下利用技術(英文)	1	7
1992	92006	トンネル工事の安全－斜坑・立坑編－	1	33
1998	98003	トンネル工事の安全－山岳トンネル機械掘削編－	1	9
1999	99001	トンネル工事の安全－山岳発破作業編－	2	10
2000	200010	大深度地下利用技術調査小委員会報告書－テキスト－	0	26
	200011	大深度地下利用技術調査小委員会報告書－モデル検討－	3	52
2001	200104	電力用立坑の性能照査型設計手引	0	16
2002	200105	覆工コンクリート施工の手引き	3	73
	200207	Sus9 国際会議	0	20
2003	200303	性能照査型ガイドライン講習会	0	31
2005	200508	トンネル技術白書－山岳トンネル施工技術の現況と変遷－	0	98
2010	201003	第66回施工体験発表会(山岳)	1	21
	201004	第67回施工体験発表会(都市)	0	22
2014	201401	トンネル年報 2014	2	47
2015	201501	トンネル年報 2015	4	46
	201504	都市部近接施工ガイドライン	73	150
2016	201601	トンネル年報 2016	2	49
2017	201701	トンネル年報 2017	4	30
2018	201801	トンネル年報 2018	19	30
	201805	山岳トンネル工事に係るセーフティ・アセスメントに関する指針・同解説	19	233
	201806	シールド工事に係るセーフティ・アセスメントに関する指針・同解説	23	303
2019	201901	トンネル年報 2019	20	120
合 計 24件			180	1,489

## 6. 催物事業の概要

事業委員会委員長 入江 健二

協会の事業活動に対して、会員をはじめ広く一般の理解と関心を高め、その参加・協力を得るとともに、当面する技術課題を踏まえた各種催物を企画し、トンネル関係者の実務上有益な知識の向上に努めた。

### (1) 現場研修会

国内の鉄道、道路、電力、地下鉄、下水道等各種トンネル工事現場での研修会(見学会)を開催した。

### (2) 施工体験発表会

第 84 回施工体験発表会は、山岳トンネルについて、「課題克服に取り組んだトンネル工事－新技術、創意工夫、周辺環境への配慮－」を、また第 85 回施工体験発表会は、都市トンネルについて、「都市における各種制約下でのトンネル、地下構造物工事－新設、改良・再構築の施工事例－」を、それぞれ課題として実施した。なお、優秀発表者に対しては表彰することとした(20頁を参照)。

### (3) トンネル技術ステップアップ研修会

トンネル実務経験5～10年程度の中堅技術者を対象としたトンネル技術ステップアップ研修会を、山岳部門、シールド部門についてそれぞれ開催した。

第18回トンネル技術ステップアップ研修会「山岳部門」:R1.10.1～2

第21回トンネル技術ステップアップ研修会「シールド部門」:R1.10.16～17

### (4) 講習会・講演会等

「山岳トンネル維持管理業務講習会(基礎編)R1.12.6」、および「山岳トンネル維持管理業務講習会(実践編)R2.1.31」を開催した。

### (5) 海外技術調査

海外のトンネル施工技術、施工状況を把握するため、オーストリア(ブレンナーベーストンネル建設現場等)、フランス(パリ地下鉄 16 号線工事現場等)を対象とした海外技術調査を企画したが、新型コロナウイルスの世界的な蔓延により、次年度に延期することとした。

令和元年度各種催物開催実績

催物名	開催日	参加者数	開催場所	CPD 取得単位
<b>【現場研修会】 10回</b>				
千代田幹線下水工事現場研修会	2019.5.27	15	東京	2.0
新東名高速道路トンネル建設工事現場研修会 —谷ヶ山および萱沼トンネル工事—	2019.7.5	20	神奈川	2.8
東京国際空港際内トンネル工事現場研修会	2019.7.24	30	東京	2.0
福井県内道路トンネル工事現場研修会 —荒島第1・第2トンネル、冠山峠道路第2号トンネル—	2019.7.29～30	24	福井	5.0
北海道トンネル建設工事現場研修会 —北海道新幹線渡島トンネル、北海道縦貫自動車道大沼トンネル避難坑—	2019.8.29～30	19	北海道	6.0
相鉄・東急直通線工事現場研修会 —新綱島駅、新横浜トンネル—	2019.9.19	23	神奈川	2.4
福島県内道路トンネル建設工事現場研修会 —国道118号鳳坂トンネル工事、田代トンネル工事—	2019.10.9	16	福島	3.4
広島高速5号線トンネル建設工事現場研修会	2019.11.21	25	広島	3.0
駒形幹線下水工事現場研修会	2020.2.5	24	東京	2.0
東京外かく環状道路トンネル建設工事現場研修会 —本線トンネル大泉南工事—	2020.2.21	28	東京	2.5
<b>【施工体験発表会】 2回</b>				
第84回(山岳)「課題克服に取り組んだトンネル工事— 新技術、創意工夫、周辺環境への配慮—」	2019.6.25	169	東京	6.0
第85回(都市)「都市における各種制約下でのトンネル、 地下構造物工事—新設、改良・再構築の施工事例—」	2019.6.26	120	東京	5.2
<b>【講習会・シンポジウム】 4回</b>				
第18回トンネル技術ステップアップ研修会「山岳部門」	2019.10.1～2	27	東京	13.2
第21回トンネルステップアップ研修会「シールド部門」	2019.10.16 ～17	30	東京	15.5
山岳トンネル維持管理業務講習会(基礎編)	2019.12.6	35	東京	6.2
山岳トンネル維持管理業務講習会(実践編)	2019.1.31	43	東京	5.9

## 第13回優秀発表者(施工体験発表会審査結果)

第84回(山岳)ならびに第85回(都市)施工体験発表会に係る発表者の表彰について審査した結果、それぞれ下記のとおりとなった(詳細は会誌2019年12月号に掲載)。

### 第84回(山岳)施工体験発表会 「課題克服に取り組んだトンネル工事」

開催日:令和元年6月25日(火) 発表者:14名

#### <最優秀賞>

受賞者 古家 義信 (株)大林組 四国支店松柏トンネルJV工事事務所工事長  
発表論文 大変位を伴う泥質片岩・蛇紋岩での山岳トンネルの施工  
—国道197号松柏トンネル建設工事—

#### <優秀賞>

受賞者 亀田 剛志 前田建設工業(株) 九州支店平底トンネル作業所工事課長  
発表論文 鋼製支保工切羽無人化建込み技術の開発  
—宮崎218号平底トンネル新設工事—

#### <優秀賞>

受賞者 佐々木 和人 飛島建設(株) 北陸支店新大島トンネルJV犬見工区監理技術者  
発表論文 300mを超える高土かぶり下における蛇紋岩地山の変位抑制対策  
—原子力災害制圧道路整備工事(交付金)(仮称)新大島トンネル犬見工区—

#### <佳作>

受賞者 新宮 信也 (株)熊谷組 岩松トンネル作業所副所長  
発表論文 小土かぶり市道直下における近接施工について  
—九州新幹線西九州ルート 第3岩松トンネル—

#### <佳作>

受賞者 堅田 篤史 戸田建設(株) 九州支店諫早トンネル監理技術者  
発表論文 幹線国道を土かぶり3.5mで交差する山岳トンネルの施工実績  
—九州新幹線(西九州)、諫早トンネル他工事—

### 第85回(都市)施工体験発表会 「都市における各種制約下でのトンネル、地下構造物工事」

開催日:令和元年6月26日(水) 発表者:12名

#### <最優秀賞>

受賞者 西岡 恭輔 (株)大林組 東京本店八王子館シールドJV工事事務所工事長  
発表論文 住宅地での小土かぶり・併設施工における大断面シールドの地上発進・地上到達事例  
—八王子南バイパス館第一トンネル工事—

#### <優秀賞>

受賞者 西川 圭 大豊建設(株) 名古屋支店桶狭間道路改良作業所長  
発表論文 小土かぶりの非開削工法施工時における周辺地盤挙動抑制対策  
—市道桶狭間勅使線愛知用水横断暗渠—

#### <優秀賞>

受賞者 吉田 裕介 東京地下鉄(株) 改良建設部第三工事事務所副主任  
発表論文 軟弱地盤下に潜函工法で築造された地下鉄トンネルの拡幅における下床版築造工事  
—東京メトロ東西線南砂町駅改良土木工事—

## 7. 調査研究事業の概要

調査研究事業では、自主研究と受託(請負等)研究を実施した。自主研究では、技術委員会のもと、トンネルや地下空間の建設及び維持管理に関する当面の課題や会員のニーズに応えることに力点を置き活動した。また、受託(請負等)研究では、5機関から7件の技術調査検討業務を受託(請負等)し、学識経験者からなる特別委員会等を設置・検討して成果を取りまとめ、委託者(発注者)の要望に応えた(受託業務一覧表:24頁参照)。

委員会毎の主な活動の内容は、以下のとおりである。

### 1) 技術委員会

委員長 西村 和夫

今日的な課題や会員のニーズを把握するための情報収集に努め、得られた結果からテーマを選定し調査研究を実施した。各小委員会の活動現況は、以下のとおりである。

#### (1) 共通技術小委員会

委員長 市場 一好

①ホームページ上の資材機械検索リストに関して、アクセス数の減少等に鑑み、その内容や表示の仕方について検討を行った。

#### (2) 山岳工法小委員会

委員長 佐原 圭介

②前年度に引き続き、「未固結ないし低固結の地山における小土被りでの山岳工法によるトンネル設計施工技術(坑口部付近を含む)」について情報交換を実施し、これまでの情報を整理した。

③吹付けコンクリート急結剤の含有成分である二酸化アルミニウムナトリウムの劇物指定(2018/3/29)を受け、各種情報交換を行うとともに、新しい急結材の使用実態調査を実施し、取りまとめた。

④先受工で用いられているウレタン、シリカレジンに含まれる成分MDI(ビス(4-イソシアナトフェニル)メタン)が「毒物」と判定された(2018/12/25)ことを受け、経緯や今後の対応等について情報交換を行った。

⑤切羽観察の実務的なポイントについて、情報交換を行うとともに、「切羽観察担当者のための基礎知識Q&A(仮題)」として取りまとめを行った。

⑥山岳トンネルのより良い防・排水工のあり方について、現状や実態等について情報交換を行うとともに、トンネル防水工に関する課題(不具合事例)と新たな提案についてアンケート調査を実施した。

**(3) 都市トンネル小委員会**

**委員長 川上 直之**

⑦「シールド工事における新技術」を取り上げて調査検討を実施することとし、その準備を行った。

**(4) 安全環境小委員会**

**委員長 中野 清人**

⑧近年話題となっている安全対策として「肌落ち」を、環境保全として「重金属」を取り上げて調査研究を実施することとし、その準備を行った。

**(5) 保守管理小委員会**

**委員長 今井 政人**

⑨前年度に引続き「山岳トンネル維持管理業務講習会（基礎編）」及び「山岳トンネル維持管理業務講習会（実践編）」について、前年度のアンケート結果等を踏まえながら企画した。

⑩前年度に引続き、トンネル維持管理に携わる技術者育成に寄与することを目的として作成した「トンネル維持管理に関するQ&A集」を、会誌に「トンネル保守管理におけるQ&A」として、2019年10月号まで10回にわたって連載するとともに、その内容に会誌紙面の限りで掲載できなかった資料を新たに追加して書籍化することとした。

**2) 受託研究特別委員会（特別委員会）**

5機関から7件の技術課題を受託（請負等）し、学識経験者からなる特別委員会等を設置し、委託者（発注者）の要望に応えるよう検討・実施した。

**(1) 北海道新幹線、新函館北斗・札幌間トンネル施工技術委員会 委員長 三上 隆**

前年度に引き続き(独)鉄道・運輸機構北海道新幹線建設局からの「北海道新幹線、トンネル設計施工の研究8、9」業務を受け実施した。

**(2) 効率的点検特別委員会**

**委員長 西村 和夫**

前年度に引き続き(株)高速道路総合技術研究所からの「覆工コンクリートの効率的な点検に関する基礎資料作成」業務（平成30年度業務、令和元年度業務）を受け実施した。

**(3) 盤ぶくれ対策検討特別委員会**

**委員長 西村 和夫**

(株)高速道路総合技術研究所からの「盤膨れ工法に関する技術資料作成」業務（平成30年度業務、令和元年度業務）を受け実施した。

**(4)覆工再生工法検討委員会**

**委員長 木村 定雄**

中日本ハイウェイエンジニアリング名古屋(株)から「金沢支社管内TN特定更新等調査検討業務（委員会）（2018年度）」業務を受け実施した。

**(5)既設構造物と新設構造部との接合等に関する設計・施工法検討委員会**

**委員長 二羽 淳一郎**

東京地下鉄(株)から「既設構造物と新設構造物との接合等に関する設計・施工法検討委員会に伴う調査・検討（令和元年度）」業務を受け実施した。

**(6)東西線木場駅改良土木工事に関する技術検討委員会**

**委員長 小泉 淳**

前年度に引き続き東京地下鉄(株)から「東西線木場駅改良土木工事に関する技術検討委員会に伴う調査・検討（2019年度）」業務を受け実施した。

**(7)西武鉄道新宿線（中井駅～野方駅間）連続立体交差事業技術検討委員会**

**委員長 小山 幸則**

西武鉄道(株)から「新宿線中井～野方駅間連続立体交差事業に伴うシールド工事技術検討委員会運営業務」を受け実施した。

## 令和元年度受託業務契約一覧

(単位：税込、円)

No	委託者	委託件名	金額	工期	担当委員会 (略称)	委員長	備考
1	(独)鉄道・運輸機構 北海道新幹線建設局	北海道新幹線、トンネル設計施工の研究8	4,700,000	'16.4.11 ～'19.10.31	特別 北海道新幹線	三上 隆	複数年契約 ( '19年度分)
2	(独)鉄道・運輸機構 北海道新幹線建設局	北海道新幹線、トンネル設計施工の研究9	(契約済)	'19.12.4 ～'21.7.30	特別 北海道新幹線	三上 隆	複数年契約 ( '19-'21年度分)
3	(株)高速道路総合技術 研究所	平成30年度 覆工コンクリートの効率的な点検に関する基礎資料作成	24,570,000	'18.10.27 ～'19.9.1	特別 効率的点検	西村 和夫	複数年契約
4	(株)高速道路総合技術 研究所	令和元年度覆工コンクリートの効率的な点検に関する基礎資料作成	(契約済)	'18.10.27 ～'19.9.1	特別 効率的点検	西村 和夫	複数年契約 (完成払)
5	(株)高速道路総合技術 研究所	平成30年度盤ぶくれ対策工法に関する技術資料作成	32,431,837	'18.4.25 ～'19.4.19	特別 盤ぶくれ	西村 和夫	複数年契約
6	(株)高速道路総合技術 研究所	令和元年度盤ぶくれ対策工法に関する技術資料作成	(契約済)	'19.6.25 ～'20.4.19	特別 盤ぶくれ	西村 和夫	複数年契約 (完成払)
7	中日本ハイウェイエンジニアリング名古屋(株)	金沢支社管内TN特定更新等調査検討業務(委員会)(2018年度)	29,160,000	'19.1.25 ～'19.7.25	特別 覆工再生工法	木村 定雄	複数年契約
8	東京地下鉄(株)	既設構造物と新設構造物との接合等に関する設計・施工法検討委員会に伴う調査・検討(令和元年度)業務	2,750,000	'19.7.22 ～'19.12.31	特別 既設新設接合	二羽淳一郎	
9	東京地下鉄(株)	東西線木場駅改良土木工事に関する技術検討委員会に伴う調査・検討(2019年度)業務	29,040,000	'20.1.15 ～'20.3.20	特別 東西線木場駅	小泉 淳	
10	西武鉄道(株)	新宿線中井～野方駅間連続立体交差事業に伴うシールド工事技術検討委員会営業務	0	'18.7.12 ～'23.3.31	特別 西武新宿線	小山 幸則	複数年契約 ( '19年度分)
【令和元年度会計合計】			122,651,837	(7の特別委員会)			
【令和2年度以降－継続契約分－】							
2	(独)鉄道・運輸機構 北海道新幹線建設局	北海道新幹線、トンネル設計施工の研究9	51,480,000	'19.12.4 ～'21.7.30			継続 '19-'21年度
4	(株)高速道路総合技術 研究所	令和元年度覆工コンクリートの効率的な点検に関する基礎資料作成	20,680,000	'19.10.29 ～'20.8.23			継続 '19-'20年度
6	(株)高速道路総合技術 研究所	令和元年度盤ぶくれ対策工法に関する技術資料作成	38,445,000	'19.6.25 ～'20.4.19			継続 '19-'20年度
10	西武鉄道(株)	新宿線中井～野方駅間連続立体交差事業に伴うシールド工事技術検討委員会営業務	4,786,560	'18.7.12 ～'23.3.31			継続 '18-'22年度
合 計			115,391,560				

(注) 工期欄及び備考欄は、西暦表記している。

## 令和元年度事業収支決算

定款第 39 条(事業報告及び決算)に基づき、  
本会の令和元年度事業の収支決算について、お諮りするものである。

1. 貸借対照表
2. 正味財産増減計算書
3. 正味財産増減計算書内訳表
4. 財務諸表に対する注記と附属明細書
5. 財産目録
6. 収支計算書 (参考資料)
7. 収支計算書総括表 (参考資料)
8. 収支計算書に対する注記 (参考資料)
9. 監査報告書

1.貸借対照表

令和2年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	137,902,832	86,157,516	51,745,316
未収会費	315,000	391,000	△ 76,000
未収金	29,058,240	77,992,772	△ 48,934,532
たな卸資産	1,737,162	1,895,837	△ 158,675
前払金	2,806,955	1,849,968	956,987
仮払金	2,076,706	2,077,268	△ 562
未成支出金	3,545,146	2,258,193	1,286,953
差入保証金	11,060,500	5,780,000	5,280,500
流動資産合計	188,502,541	178,402,554	10,099,987
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
退職給付引当資産	27,632,133	35,986,733	△ 8,354,600
特定資産合計	27,632,133	35,986,733	△ 8,354,600
(2) その他固定資産			
什器備品	714,553	829,315	△ 114,762
電話加入権	185,900	185,900	0
敷金	6,934,521	6,934,521	0
その他固定資産合計	7,834,974	7,949,736	△ 114,762
固定資産合計	35,467,107	43,936,469	△ 8,469,362
資産合計	223,969,648	222,339,023	1,630,625
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	28,249,132	46,465,854	△ 18,216,722
前受金	18,243,000	4,728,000	13,515,000
預り金	471,849	544,224	△ 72,375
流動負債合計	46,963,981	51,738,078	△ 4,774,097
2. 固定負債			
退職給付引当金	27,632,133	35,986,733	△ 8,354,600
固定負債合計	27,632,133	35,986,733	△ 8,354,600
負債合計	74,596,114	87,724,811	△ 13,128,697
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
2. 一般正味財産	149,373,534	134,614,212	14,759,322
正味財産合計	149,373,534	134,614,212	14,759,322
負債及び正味財産合計	223,969,648	222,339,023	1,630,625

## 2.正味財産増減計算書

平成 31 年 4 月 1 日 から令和 2 年 3 月 31 日 まで

(単位：円)

科 目	当年度予算①	当年度決算②	差 異①-②	前年度決算③	増 減②-③
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
特定資産運用益					
特定資産受取利息	3,300	3,605	△ 305	3,324	281
受取会費					
団体会員受取会費	71,820,000	71,957,000	△ 137,000	72,260,000	△ 303,000
個人会員受取会費	9,924,000	9,852,000	72,000	10,121,000	△ 269,000
賛助会員受取会費	13,200,000	12,240,000	960,000	13,200,000	△ 960,000
受取会費計	94,944,000	94,049,000	895,000	95,581,000	△ 1,532,000
事業収益					
講演会等収益	7,500,000	7,974,500	△ 474,500	21,263,500	△ 13,289,000
受託事業収益	130,000,000	122,651,837	7,348,163	177,125,210	△ 54,473,373
図書事業収益	971,070	1,151,300	△ 180,230	1,740,300	△ 589,000
事業収益計	138,471,070	131,777,637	6,693,433	200,129,010	△ 68,351,373
雑収益					
受取利息	2,500	2,465	35	2,331	134
雑収益	1,695,000	1,826,642	△ 131,642	2,071,164	△ 244,522
雑収益計	1,697,500	1,829,107	△ 131,607	2,073,495	△ 244,388
経常収益計	235,115,870	227,659,349	7,456,521	297,786,829	△ 70,127,480
(2) 経常費用					
事業費					
期首たな卸高	0	1,895,837	△ 1,895,837	2,321,107	△ 425,270
期末たな卸高	0	△ 1,737,162	1,737,162	△ 1,895,837	158,675
旅費交通費	11,217,280	7,507,421	3,709,859	12,869,037	△ 5,361,616
通信運搬費	447,950	501,471	△ 53,521	458,382	43,089
消耗品費	64,000	157,792	△ 93,792	9,588	148,204
印刷製本費	24,378,500	18,116,684	6,261,816	27,783,496	△ 9,666,812
会議費	4,412,500	5,045,697	△ 633,197	4,004,857	1,040,840
保険料	42,980	43,143	△ 163	47,300	△ 4,157
諸謝金	7,352,000	5,735,981	1,616,019	8,640,583	△ 2,904,602
租税公課	85,000	95,400	△ 10,400	116,000	△ 20,600
運営費	1,138,860	1,221,893	△ 83,033	14,517,820	△ 13,295,927
図書資料費	250,000	296,778	△ 46,778	581,336	△ 284,558
委託費	90,509,000	82,362,200	8,146,800	121,194,606	△ 38,832,406
雑費	127,000	64,679	62,321	104,566	△ 39,887
事業費計	140,025,070	121,307,814	18,717,256	190,752,841	△ 69,445,027
役員報酬	8,865,792	8,865,792	0	8,865,792	0
給料手当	22,666,800	21,852,485	814,315	22,206,553	△ 354,068
退職給付費用	1,385,280	1,405,248	△ 19,968	1,697,280	△ 292,032
福利厚生費	1,435,200	1,485,225	△ 50,025	1,461,734	23,491
法定福利費	4,567,680	4,538,239	29,441	4,569,969	△ 31,730
旅費交通費	74,880	88,509	△ 13,629	61,615	26,894
通信運搬費	605,280	531,908	73,372	489,481	42,427
什器備品減価償却費	99,000	103,286	△ 4,286	103,286	0
消耗什器備品費	62,400	403,605	△ 341,205	339,456	64,149
消耗品費	1,404,000	1,326,181	77,819	1,224,682	101,499
修繕費	196,500	165,099	31,401	197,648	△ 32,549
印刷製本費	405,600	235,303	170,297	76,154	159,149

(単位：円)

科 目	当年度予算①	当年度決算②	差 異①-②	前年度決算③	増 減②-③
光熱水料費	366,800	377,935	△ 11,135	388,894	△ 10,959
賃借料	8,767,175	8,804,788	△ 37,613	8,386,121	418,667
保険料	24,960	26,034	△ 1,074	24,660	1,374
租税公課	3,458,400	3,632,747	△ 174,347	4,033,797	△ 401,050
図書資料費	124,800	86,982	37,818	126,650	△ 39,668
広告宣伝費	0	0	0	789,297	△ 789,297
管理諸費	1,404,000	1,387,667	16,333	1,319,630	68,037
雑費	255,840	262,112	△ 6,272	230,430	31,682
間接管理費計	56,170,387	55,579,145	591,242	56,593,129	△ 1,013,984
事業費合計	196,195,457	176,886,959	19,308,498	247,345,970	△ 70,459,011
管理費					
役員報酬	5,342,208	5,342,208	0	5,342,208	0
給料手当	13,658,200	13,167,524	490,676	13,380,873	△ 213,349
退職給付費用	834,720	846,752	△ 12,032	1,022,720	△ 175,968
福利厚生費	864,800	894,943	△ 30,143	880,788	14,155
法定福利費	2,752,320	2,734,580	17,740	2,753,697	△ 19,117
会議費	2,780,000	2,312,957	467,043	2,468,119	△ 155,162
渉外費	1,350,000	1,316,264	33,736	1,288,220	28,044
旅費交通費	209,120	107,181	101,939	156,305	△ 49,124
通信運搬費	634,720	624,706	10,014	549,805	74,901
什器備品減価償却費	11,000	11,476	△ 476	11,476	0
消耗什器備品費	37,600	243,195	△ 205,595	204,544	38,651
消耗品費	846,000	799,302	46,698	737,951	61,351
修繕費	103,500	86,959	16,541	104,104	△ 17,145
印刷製本費	662,400	559,745	102,655	462,766	96,979
光熱水料費	193,200	199,063	△ 5,863	204,837	△ 5,774
賃借料	4,617,825	4,637,642	△ 19,817	4,417,120	220,522
保険料	15,040	15,686	△ 646	14,860	826
租税公課	541,600	565,375	△ 23,775	620,063	△ 54,688
図書資料費	75,200	52,412	22,788	76,313	△ 23,901
広告宣伝費	2,290,800	432,000	1,858,800	1,717,601	△ 1,285,601
管理諸費	846,000	836,158	9,842	795,161	40,997
会費等貸倒償却	100,000	69,000	31,000	111,000	△ 42,000
雑費	154,160	157,940	△ 3,780	138,850	19,090
管理費計	38,920,413	36,013,068	2,907,345	37,459,381	△ 1,446,313
経常費用計	235,115,870	212,900,027	22,215,843	284,805,351	△ 71,905,324
評価損益等調整前当期経常増減額	0	14,759,322	△ 14,759,322	12,981,478	1,777,844
当期経常増減額	0	14,759,322	△ 14,759,322	12,981,478	1,777,844
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
経常外収益計	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用					
前期損益修正損	0	0	0	7,165,912	△ 7,165,912
経常外費用計	0	0	0	7,165,912	△ 7,165,912
当期経常外増減額	0	0	0	△ 7,165,912	7,165,912
税引前当期一般正味財産増減額	0	14,759,322	△ 14,759,322	5,815,566	8,943,756
当期一般正味財産増減額	0	14,759,322	△ 14,759,322	5,815,566	8,943,756
一般正味財産期首残高	134,614,212	134,614,212	0	128,798,646	5,815,566
一般正味財産期末残高	134,614,212	149,373,534	△ 14,759,322	134,614,212	14,759,322
II 正味財産期末残高	134,614,212	149,373,534	△ 14,759,322	134,614,212	14,759,322



科 目	実 施 事 業 等 会 計				そ の 他 会 計			法 人 会 計	合 計
	実 施 事 業 等 会 計		そ の 他 会 計		受 託 研 究 事 業	図 書 販 売 事 業	小 計		
	広 報 事 業 (会 誌)	国 際 関 係 事 業	催 物 事 業	調 査 研 究 事 業					
管理費	0	0	0	0	0	0	0	0	5,342,208
役員報酬	0	0	0	0	0	0	0	0	13,167,524
給料手当	0	0	0	0	0	0	0	0	846,752
退職給付費用	0	0	0	0	0	0	0	0	894,943
福利厚生費	0	0	0	0	0	0	0	0	2,734,580
法定福利費	0	0	0	0	0	0	0	0	2,312,957
会議費	0	0	0	0	0	0	0	0	1,316,264
渉外費	0	0	0	0	0	0	0	0	107,181
旅費交通費	0	0	0	0	0	0	0	0	624,706
通信運搬費	0	0	0	0	0	0	0	0	11,476
什器備品減価償却費	0	0	0	0	0	0	0	0	243,195
消耗什器備品費	0	0	0	0	0	0	0	0	799,302
消耗品費	0	0	0	0	0	0	0	0	86,959
修繕費	0	0	0	0	0	0	0	0	559,745
印刷製本費	0	0	0	0	0	0	0	0	199,063
光熱水料費	0	0	0	0	0	0	0	0	4,637,642
賃借料	0	0	0	0	0	0	0	0	15,686
保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	565,375
租税公課	0	0	0	0	0	0	0	0	52,412
図書資料費	0	0	0	0	0	0	0	0	432,000
広告宣伝費	0	0	0	0	0	0	0	0	836,158
管理諸費	0	0	0	0	0	0	0	0	69,000
会費等貸倒償却	0	0	0	0	0	0	0	0	157,940
雑費	0	0	0	0	0	0	0	0	36,013,068
管理費計	20,481,636	12,539,914	13,402,386	13,448,392	114,030,629	2,984,002	117,014,631	36,013,068	212,900,027
経常費用計	△ 20,481,636	△ 10,844,914	△ 5,427,886	△ 13,448,392	△ 50,202,828	8,621,208	6,788,506	58,173,644	14,759,322
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 20,481,636	△ 10,844,914	△ 5,427,886	△ 13,448,392	△ 50,202,828	8,621,208	6,788,506	58,173,644	14,759,322
当期経常増減額									
2. 経常外増減の部									
(1) 経常外収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用									
固定資産売却損	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前期損益修正損	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 20,481,636	△ 10,844,914	△ 5,427,886	△ 13,448,392	△ 50,202,828	8,621,208	6,788,506	58,173,644	14,759,322
当期一般正味財産増減額	△ 20,481,636	△ 10,844,914	△ 5,427,886	△ 13,448,392	△ 50,202,828	8,621,208	6,788,506	58,173,644	14,759,322
一般正味財産期首残高									134,614,212
一般正味財産期末残高									149,373,534
II 正味財産期末残高									149,373,534

#### 4. 財務諸表に対する注記

##### 1. 重要な会計方針

公益法人会計基準(平成20年4月11日 平成21年10月16日改正)を採用している。

- (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法  
棚卸の評価基準は原価法で、評価方法は先入先出法によっている。
- (2) 固定資産の減価償却の方法  
什器備品の減価償却は、定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準  
退職給付引当金は、役員については期末退職金の要支給見込額に相当する金額を、職員については期末退職金の要支給額に相当する額を計上している。
- (4) 消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

##### 2. 特定資産の増減額及びその残高

特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定資産				
退職給付引当資産(特)	35,986,733	2,252,000	10,606,600	27,632,133
合計	35,986,733	2,252,000	10,606,600	27,632,133

##### 3. 特定資産の財源等の内訳

特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	当期末残高	(うち指定正味 財産からの充当 額)	(うち一般正味 財産からの充当 額)	(うち負債に対 応する額)
特定資産				
退職給付引当資産(特)	27,632,133	0	0	(27,632,133)
合計	27,632,133	0	0	(27,632,133)

##### 4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
什器備品	3,559,045	2,844,492	714,553

附 属 明 細 書

1. 重要な固定資産の明細

(単位：円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	期末帳簿価額
特定資産	退職給付引当資産（特）	35,986,733	2,252,000	10,606,600	27,632,133
	定期預金（みずほ/築地）				
	特定資産計	35,986,733	2,252,000	10,606,600	27,632,133
その他固定資産	什器備品	829,315	0	114,762	714,553
	電話加入権	185,900	0	0	185,900
	敷金	6,934,521	0	0	6,934,521
	その他固定資産計	7,949,736	0	114,762	7,834,974

2. 引当金の明細

(単位：円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	35,986,733	2,252,000	10,606,600	0	27,632,133

5. 財 産 目 録

令和 2 年 3 月 31 日 現在

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額	
(流動資産)	現金	手元金庫保管	運転資金として	1,827,751	
	当座預金	ゆうちょ銀行	運転資金として	5,906,927	
	普通預金	みずほ銀行 築地支店	運転資金として	109,411,383	
		三井住友銀行 築地支店	運転資金として	8,756,771	
	定期預金	三井住友銀行 築地支店	運転資金として	12,000,000	
				現金・預金計	137,902,832
	未収会費	個人会員会費 53名分		315,000	
				未収会費計	315,000
	未収金	受託研究事業 1件		29,040,000	
		図書販売事業 2件		18,240	
				未収金計	29,058,240
	たな卸資産 前払金	書籍 1,489冊	図書販売事業の在庫である。		1,737,162
		職員	従事する職員6ヶ月分通勤費である。		544,750
		公益社団法人土木学会他	令和2年度年会費である。		438,600
		㈱テクスプレス	令和2年度HPサーバ運営管理費である。		66,000
		IEM Training Centre	令和2年度WTC2020展示ブース借上費である。		1,229,961
I T A		令和2年度ITA年会費である。		154,096	
Elsevier		令和2年度ITA会誌年間購読料13冊分である。		204,100	
AFTES		令和2年度TUNNELS年間購読料である。		28,058	
ヤマト運輸(㈱他)		令和2年度ITA会誌購読者送付料である。		6,670	
銀座キャピタルホテル他		海外技術調査団延期による諸費用である。		134,720	
			前払金計	2,806,955	
仮払金	I T A	令和2年度ITA会友会費19社分立替払である。		2,076,706	
未成支出金	受託研究事業 3件	令和2・3年度に受託業務完了の経費である。		3,545,146	
差入保証金	受託研究事業 3件	令和2・3年度に受託業務完了の保証金である。		11,060,500	
流動資産合計				188,502,541	
(固定資産) 特定資産	退職給付引当資産	みずほ銀行 築地支店 定期預金 NO. 6145300	役職員の退職給付引当金を資産として管理している。	27,632,133	
					特定資産計
その他固定資産	什器備品	事務所付帯設備他	法人共用財産	714,553	
		電話加入権	法人共用財産	185,900	
	敷金	事務所借室敷金	法人共用財産	6,934,521	
					その他固定資産計
固定資産合計				35,467,107	
資産合計				223,969,648	

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動負債)	未払金		国際関係事業 1件	22,220
			催物事業 1件	1,336
			受託研究事業 4件	25,647,600
			法人会計 6件	2,577,976
			未払金計	28,249,132
	前受金		令和2年度個人会員会費 759名分	4,713,000
			令和2年度ITA会誌年間購読料 3件	60,000
			海外技術調査団延期による参加費 17名分	13,470,000
			前受金計	18,243,000
	預り金		3月分源泉税 13名分	227,301
			3月分市町村民税 6名分	183,600
			令和元年度雇用保険料 4名分	60,948
			預り金計	471,849
流動負債合計				46,963,981
(固定負債)	退職給付引当金		役職員の退職給付金の引当金である。	27,632,133
固定負債合計				27,632,133
負債合計				74,596,114
正味財産				149,373,534

6. 収支計算書

平成 31年 4月 1日 から令和 2年 3月 31日 まで

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
①特定資産運用収入			
特定資産利息収入	3,300	3,605	△ 305
②会費収入			
団体会員会費収入	71,820,000	71,957,000	△ 137,000
個人会員会費収入	9,924,000	9,852,000	72,000
賛助会員会費収入	13,200,000	12,240,000	960,000
会費収入計	94,944,000	94,049,000	895,000
③事業収入			
講演会等収入	7,500,000	7,974,500	△ 474,500
受託事業収入	130,000,000	122,651,837	7,348,163
図書事業収入	971,070	1,151,300	△ 180,230
事業収入計	138,471,070	131,777,637	6,693,433
④雑収入			
受取利息収入	2,500	2,465	35
雑収入	1,695,000	1,826,642	△ 131,642
雑収入計	1,697,500	1,829,107	△ 131,607
事業活動収入計	235,115,870	227,659,349	7,456,521
2. 事業活動支出			
①事業費支出			
旅費交通費支出	11,217,280	7,507,421	3,709,859
通信運搬費支出	447,950	501,471	△ 53,521
消耗品費支出	64,000	157,792	△ 93,792
印刷製本費支出	24,378,500	18,116,684	6,261,816
会議費支出	4,412,500	5,045,697	△ 633,197
保険料支出	42,980	43,143	△ 163
諸謝金支出	7,352,000	5,735,981	1,616,019
租税公課支出	85,000	95,400	△ 10,400
運営費支出	1,138,860	1,221,893	△ 83,033
図書資料費支出	250,000	296,778	△ 46,778
委託費支出	90,509,000	82,362,200	8,146,800
間接管理費支出	54,686,107	54,070,611	615,496
雑支出	127,000	64,679	62,321
事業費支出計	194,711,177	175,219,750	19,491,427
②管理費支出			
役員報酬支出	5,342,208	5,342,208	0
給料手当支出	13,658,200	13,167,524	490,676
退職給付支出	10,607,000	10,606,600	400
福利厚生費支出	864,800	894,943	△ 30,143
法定福利費支出	2,752,320	2,734,580	17,740
会議費支出	2,780,000	2,312,957	467,043
渉外費支出	1,350,000	1,316,264	33,736
旅費交通費支出	209,120	107,181	101,939
通信運搬費支出	634,720	624,706	10,014
消耗什器備品費支出	37,600	243,195	△ 205,595

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異
消耗品費支出	846,000	799,302	46,698
修繕費支出	103,500	86,959	16,541
印刷製本費支出	662,400	559,745	102,655
光熱水料費支出	193,200	199,063	△ 5,863
賃借料支出	4,617,825	4,637,642	△ 19,817
保険料支出	15,040	15,686	△ 646
租税公課支出	541,600	565,375	△ 23,775
図書資料費支出	75,200	52,412	22,788
広告宣伝費支出	2,290,800	432,000	1,858,800
管理諸費支出	846,000	836,158	9,842
会費等貸倒償却 雑支出	100,000	69,000	31,000
	154,160	157,940	△ 3,780
管理費支出計	48,681,693	45,761,440	2,920,253
事業活動支出計	243,392,870	220,981,190	22,411,680
事業活動収支差額	△ 8,277,000	6,678,159	△ 14,955,159
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
特定資産取崩収入			
退職給付引当資産取崩収入	10,607,000	10,606,600	400
投資活動収入計	10,607,000	10,606,600	400
2. 投資活動支出			
特定資産取得支出			
退職給付引当資産取得支出	2,220,000	2,252,000	△ 32,000
投資活動支出計	2,220,000	2,252,000	△ 32,000
投資活動収支差額	8,387,000	8,354,600	32,400
III 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
IV 予備費支出			
当期収支差額	110,000	15,032,759	△ 14,922,759
前期繰越収支差額	124,768,639	124,768,639	0
次期繰越収支差額	124,878,639	139,801,398	△ 14,922,759

7. 収支計算書総括表

平成 31年 4月 1日 から令和 2年 3月 31日 まで

(単位：円)

科 目	実 施 事 業 等 会 計				そ の 他 会 計				法人会計	合 計
	広報事業 (会誌)	国際関係事業	催物事業	調査研究事業	小 計	受託研究事業	図書販売事業	小 計		
I 事業活動収支の部										
1. 事業活動収入										
①特定資産運用収入	0	0	0	0	0	0	0	0	3,605	3,605
②会費収入	0	0	0	0	0	0	0	0	71,957,000	71,957,000
③事業収入	0	0	0	0	0	0	0	0	9,852,000	9,852,000
④雑収入	0	0	0	0	0	0	0	0	12,240,000	12,240,000
事業活動収入計	0	0	0	0	0	0	0	0	94,049,000	94,049,000
2. 事業活動支出										
①事業費支出	188,000	1,769,116	898,475	675,800	3,531,391	3,976,030	0	3,976,030	0	7,507,421
②雑費支出	8,603	196,140	145,842	20,006	370,591	126,433	4,447	130,880	0	501,471
③雑収入	0	0	149,385	0	149,385	8,407	0	8,407	0	157,792
④雑収入	16,847,400	192,279	768,556	109,838	17,615,956	500,728	0	500,728	0	18,116,684
⑤雑収入	0	30,820	12,323	0	43,143	2,439,575	0	2,439,575	0	5,045,697
⑥雑収入	0	0	674,381	0	674,381	5,061,600	0	5,061,600	0	43,143
⑦雑収入	0	0	258,500	0	258,500	95,400	0	95,400	0	5,735,981
⑧雑収入	0	963,393	0	0	1,221,893	9,000	0	9,000	0	1,221,893
⑨雑収入	0	287,778	0	0	287,778	82,362,200	0	82,362,200	0	296,778
⑩雑収入	3,347,553	8,789,924	7,975,126	12,277,275	32,389,878	18,909,397	2,771,336	21,680,733	0	82,362,200
⑪雑収入	0	26,280	2,438	0	28,718	35,961	0	35,961	0	54,070,611
事業費支出計	20,391,556	12,255,730	13,189,031	13,082,919	58,919,236	113,524,731	2,775,783	116,300,514	0	175,219,750

(単位：円)

科 目	実 施 事 業 等 会 計			そ の 他 会 計			法 人 会 計	合 計
	広報事業 (公誌)	国際関係事業	催物事業	調査研究事業	図書販売事業	受託研究事業		
②管理費支出	0	0	0	0	0	0	0	0
役員報酬支出	0	0	0	0	0	0	5,342,208	5,342,208
給料手当支出	0	0	0	0	0	0	13,167,524	13,167,524
退職給付支出	0	0	0	0	0	0	10,606,600	10,606,600
福利厚生費支出	0	0	0	0	0	0	894,943	894,943
法定福利費支出	0	0	0	0	0	0	2,734,580	2,734,580
会議費支出	0	0	0	0	0	0	2,312,957	2,312,957
渉外費支出	0	0	0	0	0	0	1,316,264	1,316,264
旅費交通費支出	0	0	0	0	0	0	107,181	107,181
通信運搬費支出	0	0	0	0	0	0	624,706	624,706
消耗什器備品費支出	0	0	0	0	0	0	243,195	243,195
消耗品費支出	0	0	0	0	0	0	799,302	799,302
修繕費支出	0	0	0	0	0	0	86,959	86,959
印刷製本費支出	0	0	0	0	0	0	559,745	559,745
光熱水料費支出	0	0	0	0	0	0	199,063	199,063
賃借料支出	0	0	0	0	0	0	4,637,642	4,637,642
保険料支出	0	0	0	0	0	0	15,686	15,686
租税公課支出	0	0	0	0	0	0	565,375	565,375
図書資料費支出	0	0	0	0	0	0	52,412	52,412
広告宣伝費支出	0	0	0	0	0	0	432,000	432,000
管理諸費支出	0	0	0	0	0	0	836,158	836,158
会費等貸倒償却	0	0	0	0	0	0	69,000	69,000
雑支出	0	0	0	0	0	0	157,940	157,940
管理費支出計	0	0	0	0	0	0	45,761,440	45,761,440
II 投資活動収支の部								
1. 投資活動収入								
特定資産取崩収入								
退職給付引当資産取崩収入	0	0	0	0	0	0	10,606,600	10,606,600
投資活動収入計	0	0	0	0	0	0	10,606,600	10,606,600
2. 投資活動支出								
特定資産取得支出								
退職給付引当資産取得支出	0	0	0	0	0	0	2,252,000	2,252,000
投資活動支出計	0	0	0	0	0	0	2,252,000	2,252,000
投資活動収支差額	0	0	0	0	0	0	8,354,600	8,354,600
III 財務活動収支の部								
1. 財務活動収入								
財務活動収入計	0	0	0	0	0	0	0	0
2. 財務活動支出								
財務活動支出計	0	0	0	0	0	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0	0	0	0	0	0
当期収支差額	△ 20,391,556	△ 10,560,730	△ 5,214,531	△ 13,082,919	△ 49,249,736	9,127,106	56,779,872	15,032,759
前期繰越収支差額								124,768,639
次期繰越収支差額								139,801,398

8. 収支計算書に対する注記

1. 資金の範囲

資金の範囲は、現金・預金・未収会費・未収金・前払金・仮払金・未成支出金・差入保証金・未払金・前受金・預り金を含めている。

2. 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期末残高
現金	1,435,533	1,827,751
当座預金	223,023	5,906,927
普通預金	72,498,960	118,168,154
定期預金	12,000,000	12,000,000
未収会費	391,000	315,000
未収金	77,992,772	29,058,240
前払金	1,849,968	2,806,955
仮払金	2,077,268	2,076,706
未成支出金	2,258,193	3,545,146
差入保証金	5,780,000	11,060,500
合 計	176,506,717	186,765,379
未払金	46,465,854	28,249,132
前受金	4,728,000	18,243,000
預り金	544,224	471,849
合 計	51,738,078	46,963,981
次期繰越収支差額	124,768,639	139,801,398

## 9. 監査報告書

令和2年4月24日

一般社団法人 日本トンネル技術協会

会長 谷口博昭 殿

一般社団法人日本トンネル技術協会

監事 遠藤元一

監事 久保田政宏

監事 菊地 眞

私たち監事は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの令和元年度における会計及び業務の監査を行いました。その結果について、下記のとおり報告致します。

### 記

#### 1 監査方法の概要

- (1) 会計監査については、会計帳簿及び関係書類の閲覧等必要と思われる監査手続を用いて、計算書類の正確性を検討しました。
- (2) 業務監査については、理事会に出席し、理事からの業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて、業務執行の妥当性を検討しました。

#### 2 監査の結果

- (1) 貸借対照表、正味財産増減計算書、貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書は、会計帳簿の金額と一致し、法人の収支状況及び財政状態を正しく示しているものと認めます。
- (2) 事業報告の内容は、真実であると認めます。
- (3) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はないと認めます。

以上

## 令和 2 年度事業計画

定款第 38 条に基づき、理事会で承認された  
本会の令和 2 年度の事業計画について報告するものである。

1. 会 員 拡 大
2. 運 営 ・ 広 報 事 業
3. 国 際 関 係 事 業
4. 催 物 事 業
5. 調 査 研 究 事 業

## 令和2年度事業計画

前年度に策定したJTAビジョンを踏まえ、それに取り上げられた事項の実現に向けた諸活動を行うとともに、活動の活性化を図る。調査研究事業では、トンネルや地下空間の建設及び維持管理に関する当面の課題や会員からのニーズに積極的に応える。催物事業においては、施工体験発表会、現場研修会（見学会）、講習会等を実施し、人材育成のための機会や情報を提供する。国際関係事業においては、ITA加盟国の代表機関として関係諸国との技術交流に努める。また、ホームページの充実や会誌、図書の頒布を通じて、トンネル技術に関する情報を会員及び社会に広く広報する。

### 1. 会員拡大

会員から意義のある活動を行う協会として期待されるよう努め、個人および関係法人の入会を勧誘し、事業の運営基盤の安定を図る。

### 2. 運営・広報事業（総務委員会）

本会事業の全体調整、予算・決算に関する諸事項、委員会活動の把握など、本会の事業目的を達成するための運営管理を行う。

また、協会の活動内容や各種研究成果の広報活動を行うとともに、会誌の会報欄、巻頭言、現場便りについて編集作業を実施するとともに、協会誌としてふさわしい内容か否かについて監理していく。

(1) 事業運営上の重要事項について検討する。

①前年度に策定したJTAビジョンに基づき、それに取り上げられた事項の実現に向けた諸活動を行う。

(2) 協会の広報活動に努める。

②協会ホームページの充実に努める。また、ホームページ及び会誌「トンネルと地下」等により広報活動の充実に努める。

③積極的広報のため、登録頂いているE-mail配信の更なる活用を図る。

④各種委員会の研究成果である貴重な技術情報の活用を図るための広報活動に努める。

### 3. 国際関係事業（国際委員会）

- (1) ITAを通じてわが国のトンネル技術情報を積極的に発信するとともに、ITAの活用に努める。  
また、わが国のトンネル技術の情報発信のため、前年度に引き続き、WTC2020（マレーシア・クアラルンプール）で会員企業等と共同で技術展示を行う。
- (2) トンネル技術に関する海外の雑誌の記事を抽出・翻訳し、会誌等で紹介する。
- (3) Tunneling Activities in Japan 2020 を刊行し、わが国の技術を積極的に海外に広報する。
- (4) 英文ウェブサイトを活用して、海外に向けた情報発信を行う。

### 4. 催物事業（事業委員会）

当面する技術課題を踏まえた各種催物を企画し、トンネル関係の人材育成のための機会や情報の提供に努めるとともに、トンネル関係者の実務上有益な知識の向上を図る。

また、各国トンネルの視察、トンネル技術情報の収集と技術交流を目的として、本年度に海外トンネル技術調査（オーストリア、フランス）を実施し、その結果を会誌に掲載する。

#### (1) 現場研修会

国内の鉄道、道路、電力、地下鉄、下水道等各種トンネル工事現場での研修会（見学会）を随時開催する。

#### (2) 発表会

第86回施工体験発表会は、山岳トンネルについてテーマを「課題克服に取り組んだトンネル工事－新技術、創意工夫、周辺環境への配慮－」とし、第87回施工体験発表会は、都市トンネルについて「都市における各種制約下でのトンネル、地下構造物工事－新設、改良・再構築の施工事例－」として、それぞれ実施する。

#### (3) トンネル技術ステップアップ研修会

トンネル実務経験5～10年程度の中堅技術者を対象としてトンネル技術ステップアップ研修会について、山岳部門、シールド部門をそれぞれ実施する。

#### (4) 講習会・講演会

トンネル技術者のための地相入門講習会、山岳トンネル維持管理業務講習会の基礎編および実践編をそれぞれ実施する。また、最近の話題をもとに、随時、講習会・講演会を企画実施する。

## 5. 調査研究事業

### 1) 技術委員会

今日的な課題や会員のニーズを把握するため情報収集に努め、調査研究に反映するとともに、多様な分野の会員の参画を求めて活動を実施する。各小委員会の活動計画の概要は、以下のとおりである。

#### (1) 共通技術小委員会

- ①ホームページ上の資材機械検索リストの内容の充実を図るため、掲載様式を改めるとともに、関連会社への資材機械の掲載依頼を実施する。
- ②他の委員会に属さない今日的な課題を取り上げた調査検討を行う。

#### (2) 山岳工法小委員会

- ③前年度に整理した「未固結ないし低固結の地山における小土被りでの山岳工法によるトンネル設計施工技術」について、概要を整理して会員に情報提供する。また、前年度に取りまとめた吹付けコンクリートの新しい急結剤の使用実態報告を整理し、会員に情報提供する。
- ④前年度に引き続き、切羽観察について情報交換を実施する。また、切羽観察の実務的なポイントを「切羽観察担当者のための基礎知識Q&A(仮題)」として取りまとめた資料については、ホームページの会員専用サイトに掲示する。
- ⑤前年度に引き続き、防・排水工に対する現状や実態等について情報交換を行うとともに、得られた情報を整理して改善点や留意点について整理を実施する。
- ⑥前年度に引き続き、団体会員加入会社から支保材料や施工法の話提供について申し出のあった場合、内容がふさわしいものについて検討を実施する。

#### (3) 都市トンネル小委員会

- ⑦「シールド工事における新技術」を取り上げて調査検討を実施する。

#### (4) 安全環境小委員会

- ⑧安全対策として「肌落ち」を、環境保全として「重金属」を取り上げて調査研究を実施する。

#### (5) 保守管理小委員会

- ⑨山岳トンネル維持管理業務講習会基礎編及び実践編を、アンケート結果等を踏まえ、改善して実施する。

⑩前年度に引続き、トンネル維持管理に携わる技術者育成に寄与することを目的として作成した「トンネル維持管理業務技術者のためのQ&A(仮称)」を刊行する。

## 2) 受託研究委員会

これまでに蓄積されたトンネル技術に関する成果を踏まえ、委託者(発注者)の期待に応えるように調査研究を実施する。

## 令和 2 年度事業収支予算

定款第 38 条に基づき、理事会で承認された  
本会の令和 2 年度の収支予算について報告するものである。

1. 会計予算書（損益ベース）
2. 会計予算書内訳表（損益ベース）
3. 収支予算書総括表（資金ベース）

1. 会計予算書(損益ベース)

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度予算①	前年度予算②	増 減①-②	前年度決算
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
特定資産運用益				
特定資産受取利息	2,800	3,300	△ 500	3,605
受取会費				
団体会員受取会費	72,100,000	71,820,000	280,000	71,957,000
個人会員受取会費	9,756,000	9,924,000	△ 168,000	9,852,000
賛助会員受取会費	12,780,000	13,200,000	△ 420,000	12,240,000
受取会費計	94,636,000	94,944,000	△ 308,000	94,049,000
事業収益				
講演会等収益	27,000,000	7,500,000	19,500,000	7,974,500
受託事業収益	100,000,000	130,000,000	△ 30,000,000	122,651,837
図書事業収益	1,350,000	971,070	378,930	1,151,300
事業収益計	128,350,000	138,471,070	△ 10,121,070	131,777,637
雑収益				
受取利息	2,500	2,500	0	2,465
雑収益	1,950,000	1,695,000	255,000	1,826,642
雑収益計	1,952,500	1,697,500	255,000	1,829,107
経常収益計	224,941,300	235,115,870	△ 10,174,570	227,659,349
(2) 経常費用				
事業費				
期首たな卸高	0	0	0	1,895,837
期末たな卸高	0	0	0	△ 1,737,162
旅費交通費	9,085,820	11,217,280	△ 2,131,460	7,507,421
通信運搬費	448,600	447,950	650	501,471
消耗品費	46,000	64,000	△ 18,000	157,792
印刷製本費	20,009,800	24,378,500	△ 4,368,700	18,116,684
会議費	6,267,000	4,412,500	1,854,500	5,045,697
保険料	74,390	42,980	31,410	43,143
諸謝金	5,443,000	7,352,000	△ 1,909,000	5,735,981
租税公課	84,000	85,000	△ 1,000	95,400
運営費	19,389,785	1,138,860	18,250,925	1,221,893
図書資料費	302,000	250,000	52,000	296,778
委託費	71,868,000	90,509,000	△ 18,641,000	82,362,200
雑費	192,500	127,000	65,500	64,679
事業費計	133,210,895	140,025,070	△ 6,814,175	121,307,814
役員報酬	8,865,792	8,865,792	0	8,865,792
給料手当	24,374,339	22,666,800	1,707,539	21,852,485
退職給付費用	1,712,256	1,385,280	326,976	1,405,248
福利厚生費	1,497,600	1,435,200	62,400	1,485,225
法定福利費	4,680,000	4,567,680	112,320	4,538,239
旅費交通費	103,584	74,880	28,704	88,509
通信運搬費	605,280	605,280	0	531,908
什器備品減価償却費	99,000	99,000	0	103,286
消耗什器備品費	62,400	62,400	0	403,605
消耗品費	1,435,200	1,404,000	31,200	1,326,181
修繕費	196,500	196,500	0	165,099

(単位：円)

科 目	当年度予算①	前年度予算②	増 減①-②	前年度決算
印刷製本費	405,600	405,600	0	235,303
光熱水料費	370,075	366,800	3,275	377,935
賃借料	9,031,140	8,767,175	263,965	8,804,788
保険料	26,208	24,960	1,248	26,034
租税公課	3,766,400	3,458,400	308,000	3,632,747
図書資料費	124,800	124,800	0	86,982
広告宣伝費	873,600	0	873,600	0
管理諸費	1,404,000	1,404,000	0	1,387,667
雑費	280,800	255,840	24,960	262,112
間接管理費計	59,914,574	56,170,387	3,744,187	55,579,145
事業費合計	193,125,469	196,195,457	△ 3,069,988	176,886,959
管理費				
役員報酬	5,342,208	5,342,208	0	5,342,208
給料手当	14,687,101	13,658,200	1,028,901	13,167,524
退職給付費用	1,031,744	834,720	197,024	846,752
福利厚生費	902,400	864,800	37,600	894,943
法定福利費	2,820,000	2,752,320	67,680	2,734,580
会議費	2,806,000	2,780,000	26,000	2,312,957
渉外費	1,350,000	1,350,000	0	1,316,264
旅費交通費	330,416	209,120	121,296	107,181
通信運搬費	681,720	634,720	47,000	624,706
什器備品減価償却費	11,000	11,000	0	11,476
消耗什器備品費	37,600	37,600	0	243,195
消耗品費	864,800	846,000	18,800	799,302
修繕費	103,500	103,500	0	86,959
印刷製本費	662,400	662,400	0	559,745
光熱水料費	194,925	193,200	1,725	199,063
賃借料	4,756,860	4,617,825	139,035	4,637,642
保険料	15,792	15,040	752	15,686
租税公課	583,600	541,600	42,000	565,375
図書資料費	75,200	75,200	0	52,412
広告宣伝費	1,726,400	2,290,800	△ 564,400	432,000
管理諸費	846,000	846,000	0	836,158
会費等貸倒償却	100,000	100,000	0	69,000
雑費	169,200	154,160	15,040	157,940
管理費計	40,098,866	38,920,413	1,178,453	36,013,068
經常費用計	233,224,335	235,115,870	△ 1,891,535	212,900,027
評価損益等調整前当期經常増減額	△ 8,283,035	0	△ 8,283,035	14,759,322
当期經常増減額	△ 8,283,035	0	△ 8,283,035	14,759,322
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	0
当期經常外増減額	0	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 8,283,035	0	△ 8,283,035	14,759,322
当期一般正味財産増減額	△ 8,283,035	0	△ 8,283,035	14,759,322
一般正味財産期首残高	149,373,534	134,614,212	14,759,322	134,614,212
一般正味財産期末残高	141,090,499	134,614,212	6,476,287	149,373,534
II 正味財産期末残高	141,090,499	134,614,212	6,476,287	149,373,534

2. 会計予算書内訳表(損益ベース)

令和 2年 4月 1日 から令和 3年 3月 31日 まで

(単位：円)

科 目	実 施 事 業 等 会 計				そ の 他 会 計				合 計
	広報事業 (会誌)	国際関係事業	催物事業	調査研究事業	小 計	受託研究事業	図書販売事業	小 計	
I 一般正味財産増減の部									
1. 経常増減の部									
(1) 経常収益									
特定資産運用益	0	0	0	0	0	0	0	0	2,800
特定資産受取利息									
受取会費	0	0	0	0	0	0	0	0	72,100,000
団体会員受取会費	0	0	0	0	0	0	0	0	9,756,000
個人会員受取会費	0	0	0	0	0	0	0	0	12,780,000
賛助会員受取会費	0	0	0	0	0	0	0	0	94,636,000
受取会費計	0	0	0	0	0	0	0	0	
事業収益	0	0	27,000,000	0	27,000,000	0	0	0	27,000,000
講演会等収益	0	0	0	0	0	0	0	0	100,000,000
受託事業収益	0	0	0	0	0	100,000,000	0	100,000,000	1,350,000
図書事業収益	0	0	0	0	0	0	1,350,000	1,350,000	0
事業収益計	0	0	27,000,000	0	27,000,000	100,000,000	1,350,000	101,350,000	128,350,000
雑収益	0	0	0	0	0	0	0	0	2,500
受取利息	0	0	0	0	0	0	0	0	1,950,000
雑収益	0	1,950,000	0	0	1,950,000	0	0	0	0
雑収益計	0	1,950,000	0	0	1,950,000	0	0	0	1,952,500
経常収益計	0	1,950,000	27,000,000	0	28,950,000	100,000,000	1,350,000	101,350,000	224,941,300
(2) 経常費用									
事業費									
旅費交通費	288,000	2,143,520	1,401,300	964,000	4,796,820	4,289,000	0	4,289,000	9,085,820
通信運搬費	3,000	168,000	132,100	9,500	312,600	136,000	0	136,000	448,600
消耗品費	0	0	35,000	0	35,000	11,000	0	11,000	46,000
印刷製本費	17,806,800	0	800,000	0	18,606,800	1,203,000	200,000	1,403,000	20,009,800
会議費	24,000	430,000	2,772,000	516,000	3,742,000	2,525,000	0	2,525,000	6,267,000
保険料	0	42,390	32,000	0	74,390	0	0	0	74,390
諸謝金	0	0	706,000	0	706,000	4,737,000	0	4,737,000	5,443,000
租税公課	0	0	0	0	0	84,000	0	84,000	84,000
運営費	0	1,611,785	17,778,000	0	19,389,785	0	0	0	19,389,785
図書資料費	0	295,000	0	0	295,000	7,000	0	7,000	302,000
委託費	0	0	0	0	0	71,868,000	0	71,868,000	71,868,000
雑費	0	50,000	2,500	0	52,500	140,000	0	140,000	192,500
事業費計	18,121,800	4,740,695	23,658,900	1,489,500	48,010,895	85,000,000	200,000	85,200,000	133,210,895
間接管理費計	3,710,308	9,840,623	8,778,096	13,642,738	35,971,765	20,945,845	2,996,964	23,942,809	59,914,574
事業費合計	21,832,108	14,581,318	32,436,996	15,132,238	83,982,660	105,945,845	3,196,964	109,142,809	193,125,469



3. 収支予算書総括表(資金ベース)

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

科 目	実 施 事 業 等 会 計					そ の 他 会 計			合 計
	広報事業 (会誌)	国際関係事業	催物事業	調査研究事業	小 計	受託研究事業	図書販売事業	小 計	
I 事業活動収支の部									
1. 事業活動収入									
① 特定資産運用収入	0	0	0	0	0	0	0	0	2,800
② 会費収入	0	0	0	0	0	0	0	0	72,100,000
③ 事業収入	0	0	0	0	0	0	0	0	9,756,000
④ 雑収入	0	0	0	0	0	0	0	0	12,780,000
⑤ 雑収入	0	0	0	0	0	0	0	0	94,636,000
⑥ 雑収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦ 雑収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑧ 雑収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑨ 雑収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑩ 雑収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑪ 雑収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑫ 雑収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑬ 雑収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑭ 雑収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑮ 雑収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑯ 雑収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑰ 雑収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑱ 雑収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑲ 雑収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑳ 雑収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㉑ 雑収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㉒ 雑収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㉓ 雑収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㉔ 雑収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㉕ 雑収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㉖ 雑収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㉗ 雑収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㉘ 雑収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㉙ 雑収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㉚ 雑収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㉛ 雑収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㉜ 雑収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㉝ 雑収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㉞ 雑収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㉟ 雑収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊱ 雑収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊲ 雑収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊳ 雑収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊴ 雑収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊵ 雑収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊶ 雑収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊷ 雑収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊸ 雑収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊹ 雑収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊺ 雑収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊻ 雑収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊼ 雑収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊽ 雑収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊾ 雑収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
㊿ 雑収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業活動支出	288,000	2,143,520	1,401,300	964,000	4,796,820	4,289,000	0	4,289,000	9,085,820
① 事業活動支出	3,000	168,000	132,100	9,500	312,600	136,000	0	136,000	448,600
② 事業活動支出	0	0	35,000	0	35,000	11,000	0	11,000	46,000
③ 事業活動支出	17,806,800	0	800,000	0	18,606,800	1,203,000	0	1,403,000	20,009,800
④ 事業活動支出	24,000	430,000	2,772,000	516,000	3,742,000	2,525,000	0	2,525,000	6,267,000
⑤ 事業活動支出	0	42,390	32,000	0	74,390	0	0	0	74,390
⑥ 事業活動支出	0	0	706,000	0	706,000	4,737,000	0	4,737,000	5,443,000
⑦ 事業活動支出	0	0	0	0	0	84,000	0	84,000	84,000
⑧ 事業活動支出	0	1,611,785	17,778,000	0	19,389,785	0	0	0	19,389,785
⑨ 事業活動支出	0	295,000	0	0	295,000	7,000	0	7,000	302,000
⑩ 事業活動支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑪ 事業活動支出	3,600,548	9,500,319	8,525,588	13,206,370	34,832,825	20,333,897	0	23,270,493	58,103,318
⑫ 事業活動支出	0	50,000	2,500	0	52,500	140,000	0	140,000	192,500
⑬ 事業活動支出	21,722,348	14,241,014	32,184,488	14,695,870	82,843,720	105,333,897	3,136,596	108,470,493	191,314,213

(単位：円)



## J T Aビジョン及びJ T Aビジョン関連諸制度

本会の今後の活動に関する重要な事項が理事会で承認されたので、報告するものである。

## JTAビジョン及び JTA ビジョン関連諸制度

総務委員会

本会の今後の活動に関する重要な事項が理事会で承認されたので、以下のとおり報告する。

### 1. JTA ビジョン策定等の経緯

- (1) 本会を取り巻く環境の変化を踏まえ、活動をより活性化させるため、本会の今後 10 年程度の活動の指針となるビジョン(活動の方向性や目標などを提示したもの。以下、「JTAビジョン」という。)を理事会で決定した(令和元年 11 月 14 日 令和元年度第 4 回理事会)。
- (2) また、JTA ビジョンに掲げている活動の方向性や目標などを実現するためには、諸制度の創設等が必要であり、その内容を定めた。

### 2. 内容(概要)

JTA ビジョン及び JTA ビジョン関連諸制度の内容(概要)は次のとおりである。

#### (1) JTA ビジョン

(詳細については、別紙参照)

(基本理念) JTA は、トンネル・地下空間分野における産官学からなる唯一の学術団体として、幅広い会員の力を生かし、トンネル・地下空間の建設、維持管理に貢献します。	
① 会員活動	会員メリットを拡大し、幅広い分野からの会員加入を促進するとともに、会員間コミュニケーションの向上を図り、協会活動の活性化を図ります。
② 自主研究	社会的背景を踏まえつつ会員の意見・ニーズを反映したテーマを選定し、より実務的な成果を志向して自主研究を推進します。
③ 人材育成支援	幅広い会員の知識・経験により、体系的に次世代を担うトンネル・地下空間技術者を育成するための情報や機会を提供します。
④ 国際活動	わが国のトンネル・地下空間建設・維持管理技術の国際的プレゼンスを向上するための活動を推進します。

注: 関係者へのヒヤリングにより案を作成。

(2) JTA ビジョン関連諸制度の概要

制 度	概 要	開始予定時期
①研究助成制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究助成部門助成額(単年度 100 万円)、研究奨励部門助成額(単年度 20 万円)</li> <li>個人会員限定(研究奨励部門は 40 歳未満対象)</li> <li>「研究助成要綱」(新規制定)に基づき実施</li> </ul>	募集:令和 2 年度 交付:令和 3 年度～
②学生会員制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>年会費 3,000 円</li> <li>会員特典は個人会員と同等あるいは優遇</li> <li>「学生会員要領」(新規制定)に基づき運用</li> </ul>	受付:令和 2 年度～ 会費納付:令和 3 年度～
③表彰・顕彰制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>当面、4 種(功績賞、功労賞、名誉会員賞、優秀発表者賞)で運用</li> <li>表彰対象者は会員に限定、社員からの推薦による</li> <li>「表彰規程」(新規制定)により実施</li> </ul>	推薦:令和 2 年度 表彰:令和 3 年度定時総会～
④産学官の意見交換の場の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>「JTA イブニングセミナー」として、世話役持ち回り制で年 1 回程度開催</li> <li>意見交換結果の概要については、原則として会員に公開</li> <li>「運営要領」(新規制定)に基づき実施</li> </ul>	実施:令和 2 年度～
⑤その他 (会員サービス向上策としての会誌の改善)	<ul style="list-style-type: none"> <li>会誌のカラー化実施</li> <li>会誌の過去記事を電子化し、会員に提供する仕組みの構築</li> </ul>	済:令和 2 年 1 月号～ 著作権者の発行元と調整中(令和 2 年度中のスタートを目標)

# JTAビジョン

令和元年 11 月 14 日 令和元年第 4 回理事会決定

## 1. ビジョン策定の経緯

本会は1975年8月の設立以来40余年間、トンネル・地下空間の施工技術等の調査研究を通じて、鉄道、道路、上下水道、電力通信線等社会資本の整備に大きく貢献してきました。

しかし、近年の建設投資額の減少、各種構造物の老朽化対策の喫緊の課題化、公共工事における技術提案を求める入札契約方式の採用、国における公益法人等との随意契約の適正化の実施等々の本会を取り巻く環境の変化により、その活動は大きな変動期にあります。

また、建設事業を取り巻く状況も大きく変化しており、社会資本の整備、維持管理・更新によって国民の安全・安心を確保し、将来にわたってわが国の持続的な経済成長に寄与していくために、生産性向上と働き方改革が大きな命題となっています。生産性向上については、各分野においてICT、AI、三次元データ等の革新的技術の利活用の取組みが始まっています。

そのような状況の下にこの度、本会のあり方を含めて検討し、本会の今後10年程度の活動の指針となるビジョン(活動の方向性や目標などを提示したもの)を、関係者からのヒヤリングによるご意見を踏まえて策定しました。

## 2. JTAビジョン

本会の今後10年程度の活動の指針となるビジョン(活動の方向性や目標などを提示したもの)は、以下のとおりとし、会員活動、自主研究、人材育成支援、国際活動の4つの柱で活動していきます。

### 会員活動

会員メリットを拡大し、幅広い分野からの会員加入を促進するとともに、会員間コミュニケーションの向上を図り、協会活動の活性化を図ります。

### 自主研究

社会的背景を踏まえつつ会員の意見・ニーズを反映したテーマを選定し、より実務的な成果を志向して自主研究を推進します。

JTAは、トンネル・地下空間分野における産官学からなる唯一の学術団体として、幅広い会員の力を生かし、トンネル・地下空間の建設、維持管理に貢献します。

### 人材育成支援

幅広い会員の知識・経験により、体系的に次世代を担うトンネル・地下空間技術者を育成するための情報や機会を提供します。

### 国際活動

わが国のトンネル・地下空間建設・維持管理技術の国際的プレゼンスを向上するための活動を推進します。

### 3. JTAビジョンの実施方針

上記ビジョンを実現するため、次の実施方針の下に取り組みます。なお、必要に応じて適宜見直しを行います。

活動分野	実施方針
会員活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>幅広い分野からの会員加入を促進するための取り組みを行います。</li> <li>会員のメリットを拡大するための方策を実施します。</li> <li>会員間コミュニケーションの改善を図る取り組みを行います。</li> </ul>
自主研究	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たな社会ニーズに対応した成果志向の自主研究を推進します。</li> <li>委員会組織に多様な会員の参画を得るとともに、会員の多様なニーズに対応して調査研究テーマを選定します。</li> </ul>
人材育成支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>トンネル・地下空間分野における人材育成を支援するための教育・訓練等の活動の強化を図ります。</li> <li>会員の自主研修活動の支援強化に取り組んでいきます。</li> <li>新たな社会ニーズを踏まえた分野の講習を積極的に実施します。</li> </ul>
国際活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>わが国の技術情報の海外への発信・PR機能の強化を図ります。</li> <li>国際トンネル協会 (ITA) の活動に積極的に参画し、技術情報の収集・発信、各国関係者との関係強化を図ります。</li> <li>団体会員の海外活動を支援するための取り組みを実施します。</li> </ul>

#### 【参考】

#### JTAビジョンを実現するための取り組み(例)

活動分野	取り組み(例)
会員活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>学生会員制度、研究奨励金制度、表彰・顕彰制度等の創設</li> <li>会誌記事、刊行図書等の各種技術情報が会員限定で得られる仕組みの導入</li> <li>会誌のカラー化等魅力を高める方策の実施</li> <li>トンネル技術に関する産官学の意見交換会の実施</li> </ul>
自主研究	<ul style="list-style-type: none"> <li>維持管理分野で準拠すべき手引きや要領等の整備</li> <li>先端分野の技術に関する勉強会等の実施</li> <li>既刊行図書の改訂活動の実施</li> <li>研究テーマに応じた、委員会への多様な構成員の参加の促進</li> </ul>
人材育成支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修会、講習会等を引き続き積極的に実施</li> <li>教育、訓練の体系化を図り、分野別教育プログラムやテキストの作成</li> <li>e-ラーニングの実施方法についての検討</li> <li>維持管理分野の人材育成と結びつけた資格制度のあり方についての検討</li> </ul>
国際活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>英文ホームページのリニューアルによる海外への技術情報の発信、英文技術広報誌の刊行を継続</li> <li>ITA活動に積極的に参画するため、国際委員会組織を改組</li> <li>団体会員の海外活動を支援するため、国等との情報交換活動の強化</li> <li>国内外の検討組織に参加して国際的なスタンダード策定情報の収集</li> </ul>

## 定款の一部変更

現行定款の一部を変更するため、定款第 12 条の規定に基づき  
お諮りするものである。

## 定款の一部変更

### 1. 変更の理由

先般策定した JTA ビジョン(令和元年 11 月 14 日 理事会決定)を踏まえ、学生会員制度を創設することとし、定款第 5 条(法人の構成員)及び第 7 条(会費)に学生会員を加える変更を行うものである。

### 2. 変更の内容

定款の変更の内容は、次のとおりである。

(下線部が変更部分)

現行規定	変更案
<p>(法人の構成員)</p> <p>第 5 条 本会には、次の会員を置く。</p> <p>(1) 個人会員 本会の目的に賛同して入会した個人</p> <p>(2) 団体会員 本会の目的に賛同して入会した法人又は団体</p> <p>(3) 推薦会員 団体会員から推薦を受けた個人</p> <p>(4) 特別会員 理事会において推薦を受けた個人</p> <p>(5) 名誉会員 本会に功労があった個人で総会において推薦を受けた個人</p> <p>(6) 賛助会員 本会の目的に賛同してその事業を推進するために入会した法人又は団体</p> <p>2 前項の(1)から(5)の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という)上の社員とする。</p> <p>(会 費)</p> <p>第 7 条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、個人会員、団体会員及び賛助会員は、総会において別に定める入会金及び会費規程により、会費を納めなければならない。</p> <p>附則</p> <p>1～3 (条文省略)</p>	<p>(法人の構成員)</p> <p>第 5 条 本会には、次の会員を置く。</p> <p>(1) 個人会員 本会の目的に賛同して入会した個人</p> <p>(2) 団体会員 本会の目的に賛同して入会した法人又は団体</p> <p>(3) 推薦会員 団体会員から推薦を受けた個人</p> <p>(4) 特別会員 理事会において推薦を受けた個人</p> <p>(5) 名誉会員 本会に功労があった個人で総会において推薦を受けた個人</p> <p><u>(6) 学生会員 本会の目的に賛同して入会した大学、高等専門学校及びこれらに準ずる学校に在学中の者</u></p> <p><u>(7) 賛助会員 本会の目的に賛同してその事業を推進するために入会した法人又は団体</u></p> <p>2 前項の(1)から(5)の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という)上の社員とする。</p> <p>(会 費)</p> <p>第 7 条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、個人会員、団体会員、<u>学生会員</u>及び賛助会員は、総会において別に定める入会金及び会費規程により、会費を納めなければならない。</p> <p>附則</p> <p>1～3 (現行どおり)</p> <p><u>4 この定款の変更(第 5 条第 1 項及び第 7 条第 1 項)は、令和 2 年 6 月 8 日から施行する。</u></p>

一般社団法人日本トンネル技術協会定款 新旧対照表

現 行(平成 25 年 4 月 1 日制定)	変更(案) <u>下線部</u> が変更箇所。
<p style="text-align: center;"><b>第1章 総 則</b></p> <p>(名 称) 第 1 条 この法人は、一般社団法人日本トンネル技術協会(英文名 JAPAN TUNNELLING ASSOCIATION、略称 JTA、以下「本会」という)と称する。</p> <p>(事務所) 第 2 条 本会は、主たる事務所を東京都中央区に置く。 2 本会は、理事会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を設置することができる。</p> <p style="text-align: center;"><b>第2章 目的及び事業</b></p> <p>(目 的) 第 3 条 本会は、トンネル及び地下空間の建設及び維持管理に関する調査研究を行い、地下利用技術の進歩向上を図ることによって、国土の保全と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(事 業) 第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。 (1) トンネル及び地下空間の技術に関する総合的調査研究事業 (2) トンネル及び地下空間に関する調査研究の受託事業 (3) トンネル及び地下空間に関する講習会、発表会及び見学視察等の開催事業 (4) トンネル及び地下空間に関する技術図書等の刊行事業 (5) トンネル及び地下空間に関する国際協力事業 (6) トンネル及び地下空間に関する啓発及び広報活動 (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業 2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第3章 会 員</b></p> <p>(法人の構成員) 第 5 条 本会には、次の会員を置く。 (1) 個人会員 本会の目的に賛同して入会した個人 (2) 団体会員 本会の目的に賛同して入会した法人又は団体 (3) 推薦会員 団体会員から推薦を受けた個人 (4) 特別会員 理事会において推薦を受けた個人 (5) 名誉会員 本会に功労があった個人で総会におい</p>	<p style="text-align: center;"><b>第1章 総 則</b></p> <p>(名 称) 第 1 条 この法人は、一般社団法人日本トンネル技術協会(英文名 JAPAN TUNNELLING ASSOCIATION、略称 JTA、以下「本会」という)と称する。</p> <p>(事務所) 第 2 条 本会は、主たる事務所を東京都中央区に置く。 2 本会は、理事会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を設置することができる。</p> <p style="text-align: center;"><b>第2章 目的及び事業</b></p> <p>(目 的) 第 3 条 本会は、トンネル及び地下空間の建設及び維持管理に関する調査研究を行い、地下利用技術の進歩向上を図ることによって、国土の保全と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(事 業) 第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。 (1) トンネル及び地下空間の技術に関する総合的調査研究事業 (2) トンネル及び地下空間に関する調査研究の受託事業 (3) トンネル及び地下空間に関する講習会、発表会及び見学視察等の開催事業 (4) トンネル及び地下空間に関する技術図書等の刊行事業 (5) トンネル及び地下空間に関する国際協力事業 (6) トンネル及び地下空間に関する啓発及び広報活動 (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業 2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第3章 会 員</b></p> <p>(法人の構成員) 第 5 条 本会には、次の会員を置く。 (1) 個人会員 本会の目的に賛同して入会した個人 (2) 団体会員 本会の目的に賛同して入会した法人又は団体 (3) 推薦会員 団体会員から推薦を受けた個人 (4) 特別会員 理事会において推薦を受けた個人 (5) 名誉会員 本会に功労があった個人で総会におい</p>

現 行(平成 25 年 4 月 1 日制定)	変更(案) 下線部が変更箇所。
<p>て推薦を受けた個人</p> <p>(6) 賛助会員 本会の目的に賛同してその事業を推進するために入会した法人又は団体</p> <p>2 前項の(1)から(5)の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という)上の社員とする。</p> <p>(入 会)</p> <p>第 6 条 本会の個人会員及び団体会員になろうとするものは、別に定める入会申込書により申込みをし、会長の承認を得なければならない。</p> <p>(会 費)</p> <p>第 7 条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、個人会員、団体会員及び賛助会員は、総会において別に定める入会金及び会費規程により、会費を納めなければならない。</p> <p>2 会員がすでに納入した入会金及び会費は返還しない。</p> <p>(退 会)</p> <p>第 8 条 会員は、退会届を会長に提出することにより任意にいつでも退会できる。</p> <p>(除 名)</p> <p>第 9 条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議により、当該会員を除名することができる。</p> <p>(1) 本会の名誉を汚し、又は信用を失うような行為があったとき</p> <p>(2) 定款又は総会の決議に反する行為があったとき</p> <p>(3) その他除名すべき正当な事由があるとき</p> <p>2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該総会の日の 1 週間前までに当該会員に通知し、かつ総会で弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>(会員の資格喪失)</p> <p>第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。</p> <p>(1) 会費を 1 年以上滞納したとき</p> <p>(2) 当該会員が死亡したとき、又は解散したとき</p> <p>(3) すべての社員の同意があったとき</p>	<p>て推薦を受けた個人</p> <p>(6) <u>学生会員</u> 本会の目的に賛同して入会した<u>大学、高等専門学校及びこれらに準ずる学校に在学中の者</u></p> <p>(7) 賛助会員 本会の目的に賛同してその事業を推進するために入会した法人又は団体</p> <p>2 前項の(1)から(5)の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という)上の社員とする。</p> <p>(入 会)</p> <p>第 6 条 本会の個人会員及び団体会員になろうとするものは、別に定める入会申込書により申込みをし、会長の承認を得なければならない。</p> <p>(会 費)</p> <p>第 7 条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、個人会員、団体会員、<u>学生会員</u>及び賛助会員は、総会において別に定める入会金及び会費規程により、会費を納めなければならない。</p> <p>2 会員がすでに納入した入会金及び会費は返還しない。</p> <p>(退 会)</p> <p>第 8 条 会員は、退会届を会長に提出することにより任意にいつでも退会できる。</p> <p>(除 名)</p> <p>第 9 条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議により、当該会員を除名することができる。</p> <p>(1) 本会の名誉を汚し、又は信用を失うような行為があったとき</p> <p>(2) 定款又は総会の決議に反する行為があったとき</p> <p>(3) その他除名すべき正当な事由があるとき</p> <p>2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該総会の日の 1 週間前までに当該会員に通知し、かつ総会で弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>(会員の資格喪失)</p> <p>第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。</p> <p>(1) 会費を 1 年以上滞納したとき</p> <p>(2) 当該会員が死亡したとき、又は解散したとき</p> <p>(3) すべての社員の同意があったとき</p>
<p style="text-align: center;"><b>第4章 総 会</b></p> <p>(構 成)</p> <p>第 11 条 総会は、すべての社員をもって構成する。</p> <p>2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第4章 総 会</b></p> <p>(構 成)</p> <p>第 11 条 総会は、すべての社員をもって構成する。</p> <p>2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。</p>

現 行(平成 25 年 4 月 1 日制定)	変更(案) 下線部が変更箇所。
<p>(権 限) 第 12 条 総会は、次の事項について決議する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 会員の除名</li> <li>(2) 理事及び監事の選任又は解任</li> <li>(3) 理事及び監事の報酬等の額</li> <li>(4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認</li> <li>(5) 定款の変更</li> <li>(6) 解散及び残余財産の帰属の決定</li> <li>(7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項</li> </ol> <p>(開 催) 第 13 条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。</p> <p>(招 集) 第 14 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。</p> <p>2 すべての社員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する社員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。</p> <p>(議 長) 第 15 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。</p> <p>2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が総会の議長となる。</p> <p>(議決権) 第 16 条 総会における議決権は、法人法上の社員 1 名につき 1 個とする。</p> <p>(決 議) 第 17 条 総会の決議は、すべての社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、すべての社員の半数以上であって、すべての社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 会員の除名</li> <li>(2) 監事の解任</li> <li>(3) 定款の変更</li> <li>(4) 解散</li> <li>(5) その他法令で定められた事項</li> </ol> <p>3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。</p>	<p>(権 限) 第 12 条 総会は、次の事項について決議する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 会員の除名</li> <li>(2) 理事及び監事の選任又は解任</li> <li>(3) 理事及び監事の報酬等の額</li> <li>(4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認</li> <li>(5) 定款の変更</li> <li>(6) 解散及び残余財産の帰属の決定</li> <li>(7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項</li> </ol> <p>(開 催) 第 13 条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。</p> <p>(招 集) 第 14 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。</p> <p>2 すべての社員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する社員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。</p> <p>(議 長) 第 15 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。</p> <p>2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が総会の議長となる。</p> <p>(議決権) 第 16 条 総会における議決権は、法人法上の社員 1 名につき 1 個とする。</p> <p>(決 議) 第 17 条 総会の決議は、すべての社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、すべての社員の半数以上であって、すべての社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 会員の除名</li> <li>(2) 監事の解任</li> <li>(3) 定款の変更</li> <li>(4) 解散</li> <li>(5) その他法令で定められた事項</li> </ol> <p>3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。</p>

現 行(平成 25 年 4 月 1 日制定)	変更(案) 下線部が変更箇所。
<p>(書面による議決権の行使及び議決権の代理行使)</p> <p>第 18 条 総会に出席することができない社員は、予め通知された事項について書面を持って表決し、又は委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、他の社員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。</p> <p>(議事録)</p> <p>第 19 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2 議長及び出席した会員の中から選出された議事録署名人 2 名は、前項の議事録に記名押印する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第5章 役員</b></p> <p>(役員の設定)</p> <p>第 20 条 本会に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 25 名以内</p> <p>(2) 監事 3 名以内</p> <p>2 理事のうち1名を会長、3 名以内を副会長、1 名を専務理事、2 名以内を常務理事とする。</p> <p>3 前項の会長をもって、法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事、及び常務理事をもって同法第 91 条第 1 項に定める業務執行理事とする。</p> <p>(役員を選任)</p> <p>第 21 条 理事及び監事は、会員(団体会員の場合にあつては、その代表者)のうちから、総会の決議によって選任する。</p> <p>2 会長、副会長、専務理事、及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。</p> <p>3 本会の理事又は、監事は相互に兼ねることができない。</p> <p>(理事の職務及び権限)</p> <p>第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。</p> <p>2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、業務を総括する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐する。</p> <p>4 専務理事は、常勤し、会長及び副会長を補佐し、会務全般の円滑な運営を司り、会務を掌理する。</p> <p>5 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐し、常務を処理する。</p> <p>6 会長及び副会長、専務理事、常務理事は、毎事業年度に 4 カ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p> <p>(監事の職務及び権限)</p>	<p>(書面による議決権の行使及び議決権の代理行使)</p> <p>第 18 条 総会に出席することができない社員は、予め通知された事項について書面を持って表決し、又は委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、他の社員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。</p> <p>(議事録)</p> <p>第 19 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2 議長及び出席した会員の中から選出された議事録署名人 2 名は、前項の議事録に記名押印する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第5章 役員</b></p> <p>(役員の設定)</p> <p>第 20 条 本会に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 25 名以内</p> <p>(2) 監事 3 名以内</p> <p>2 理事のうち1名を会長、3 名以内を副会長、1 名を専務理事、2 名以内を常務理事とする。</p> <p>3 前項の会長をもって、法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事、及び常務理事をもって同法第 91 条第 1 項に定める業務執行理事とする。</p> <p>(役員を選任)</p> <p>第 21 条 理事及び監事は、会員(団体会員の場合にあつては、その代表者)のうちから、総会の決議によって選任する。</p> <p>2 会長、副会長、専務理事、及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。</p> <p>3 本会の理事又は、監事は相互に兼ねることができない。</p> <p>(理事の職務及び権限)</p> <p>第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。</p> <p>2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、業務を総括する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐する。</p> <p>4 専務理事は、常勤し、会長及び副会長を補佐し、会務全般の円滑な運営を司り、会務を掌理する。</p> <p>5 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐し、常務を処理する。</p> <p>6 会長及び副会長、専務理事、常務理事は、毎事業年度に 4 カ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p> <p>(監事の職務及び権限)</p>

現 行(平成 25 年 4 月 1 日制定)	変更(案) 下線部が変更箇所。
<p>第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。</p> <p>2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p> <p>(役員任期)</p> <p>第 24 条 理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。</p> <p>2 理事又は監事は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。</p> <p>(役員解任)</p> <p>第 25 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。</p> <p>(役員報酬等)</p> <p>第 26 条 理事及び監事には、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事には費用を弁償することができる。</p>	<p>第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。</p> <p>2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p> <p>(役員任期)</p> <p>第 24 条 理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。</p> <p>2 理事又は監事は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。</p> <p>(役員解任)</p> <p>第 25 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。</p> <p>(役員報酬等)</p> <p>第 26 条 理事及び監事には、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事には費用を弁償することができる。</p>
<p style="text-align: center;"><b>第6章 理事会</b></p> <p>(構成)</p> <p>第 27 条 本会に理事会を置く。</p> <p>2 理事会は、すべての理事をもって構成する。</p> <p>(権限)</p> <p>第 28 条 理事会は、次の職務を行う。</p> <p>(1) 本会の業務執行の決定</p> <p>(2) 理事の職務の執行の監督</p> <p>(3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職</p> <p>(招集)</p> <p>第 29 条 理事会は、会長が招集する。</p> <p>2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。</p> <p>(議長)</p> <p>第 30 条 理事会の議長は、会長とする。</p> <p>2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会の議長となる。</p> <p>(決議)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第6章 理事会</b></p> <p>(構成)</p> <p>第 27 条 本会に理事会を置く。</p> <p>2 理事会は、すべての理事をもって構成する。</p> <p>(権限)</p> <p>第 28 条 理事会は、次の職務を行う。</p> <p>(1) 本会の業務執行の決定</p> <p>(2) 理事の職務の執行の監督</p> <p>(3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職</p> <p>(招集)</p> <p>第 29 条 理事会は、会長が招集する。</p> <p>2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。</p> <p>(議長)</p> <p>第 30 条 理事会の議長は、会長とする。</p> <p>2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会の議長となる。</p> <p>(決議)</p>

現 行(平成 25 年 4 月 1 日制定)	変更(案) 下線部が変更箇所。
<p>第 31 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。 (議事録)</p> <p>第 32 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。</p> <p>2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。</p> <p>3 会長が出席しない場合の理事会の議事録は、出席した理事及び監事が記名押印する。</p>	<p>第 31 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。 (議事録)</p> <p>第 32 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。</p> <p>2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。</p> <p>3 会長が出席しない場合の理事会の議事録は、出席した理事及び監事が記名押印する。</p>
<p style="text-align: center;"><b>第7章 評議員会及び顧問</b></p> <p>(評議員)</p> <p>第 33 条 本会に、任意の機関として、理事会の決議により評議員会を置くことができる。</p> <p>2 評議員は、50 名以内とし、評議員会を組織することができる。</p> <p>3 評議員は、無報酬とする。</p> <p>4 評議員は、理事会の決議を得て会長が委嘱し、任期は委嘱後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。</p> <p>(評議員会)</p> <p>第 34 条 前条の評議員会は、会長が必要と認めたとき、これを招集する。</p> <p>2 評議員会は、会長の諮問に応じ、理事会に参考意見を提出することができる。</p> <p>3 評議員会の議長は、評議員の互選とする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第7章 評議員会及び顧問</b></p> <p>(評議員)</p> <p>第 33 条 本会に、任意の機関として、理事会の決議により評議員会を置くことができる。</p> <p>2 評議員は、50 名以内とし、評議員会を組織することができる。</p> <p>3 評議員は、無報酬とする。</p> <p>4 評議員は、理事会の決議を得て会長が委嘱し、任期は委嘱後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。</p> <p>(評議員会)</p> <p>第 34 条 前条の評議員会は、会長が必要と認めたとき、これを招集する。</p> <p>2 評議員会は、会長の諮問に応じ、理事会に参考意見を提出することができる。</p> <p>3 評議員会の議長は、評議員の互選とする。</p>
<p>(顧 問)</p> <p>第 35 条 本会には、任意の機関として、理事会の決議により顧問を置くことができる。</p> <p>2 顧問は、10 名以内とし、理事会の決議を経て、会長が委嘱し、任期は委嘱後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。</p> <p>3 顧問は、無報酬とする。</p> <p>4 顧問は、会長の諮問に応じ会長に対し意見を述べることができる。</p>	<p>(顧 問)</p> <p>第 35 条 本会には、任意の機関として、理事会の決議により顧問を置くことができる。</p> <p>2 顧問は、10 名以内とし、理事会の決議を経て、会長が委嘱し、任期は委嘱後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。</p> <p>3 顧問は、無報酬とする。</p> <p>4 顧問は、会長の諮問に応じ会長に対し意見を述べることができる。</p>
<p style="text-align: center;"><b>第8章 各種委員会</b></p> <p>(各種委員会)</p> <p>第 36 条 本会は、事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議を経て、委員会を置く。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第8章 各種委員会</b></p> <p>(各種委員会)</p> <p>第 36 条 本会は、事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議を経て、委員会を置く。</p>

現 行(平成 25 年 4 月 1 日制定)	変更(案) 下線部が変更箇所。
<p>2 委員会に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。</p> <p style="text-align: center;"><b>第9章 資産及び会計</b></p> <p>(事業年度)</p> <p>第 37 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。</p> <p>(事業計画及び収支予算)</p> <p>第 38 条 本会の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。</p> <p>2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第 39 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 事業報告書</p> <p>(2) 事業報告の附属明細書</p> <p>(3) 貸借対照表</p> <p>(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)</p> <p>(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書</p> <p>(6) 財産目録</p> <p>2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 10 章 定款の変更及び解散</b></p> <p>(定款の変更)</p> <p>第 40 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。</p> <p>(解 散)</p> <p>第 41 条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。</p> <p>(剰余金の処分制限)</p> <p>第 42 条 本会は、剰余金の分配をすることができない。</p> <p>(残余財産の帰属)</p> <p>第 43 条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財</p>	<p>2 委員会に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。</p> <p style="text-align: center;"><b>第9章 資産及び会計</b></p> <p>(事業年度)</p> <p>第 37 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。</p> <p>(事業計画及び収支予算)</p> <p>第 38 条 本会の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。</p> <p>2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第 39 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 事業報告書</p> <p>(2) 事業報告の附属明細書</p> <p>(3) 貸借対照表</p> <p>(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)</p> <p>(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書</p> <p>(6) 財産目録</p> <p>2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 10 章 定款の変更及び解散</b></p> <p>(定款の変更)</p> <p>第 40 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。</p> <p>(解 散)</p> <p>第 41 条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。</p> <p>(剰余金の処分制限)</p> <p>第 42 条 本会は、剰余金の分配をすることができない。</p> <p>(残余財産の帰属)</p> <p>第 43 条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財</p>

現 行(平成 25 年 4 月 1 日制定)	変更(案) 下線部が変更箇所。
<p>団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 11 章 公告の方法</b></p> <p>(公告の方法)</p> <p>第 44 条 本会の公告は、電子公告により行う。</p> <p>2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 12 章 補 則</b></p> <p>(事務局)</p> <p>第 45 条 本会の会務を処理するため、事務局を設置する。</p> <p>2 事務局長は、理事会の承認を経て会長が任免する。</p> <p>3 事務局に関する重要な事項は、理事会の決議を経て会長が定める。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 13 章 雑 則</b></p> <p>(委 任)</p> <p>第 46 条 この定款の施行に必要な事項は、この定款で定めるものを除き理事会の決議を経て別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という)第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。</p> <p>2 本会の最初の代表理事は 佐藤 信彦 とする。</p> <p>3 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 37 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。</p>	<p>団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 11 章 公告の方法</b></p> <p>(公告の方法)</p> <p>第 44 条 本会の公告は、電子公告により行う。</p> <p>2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 12 章 補 則</b></p> <p>(事務局)</p> <p>第 45 条 本会の会務を処理するため、事務局を設置する。</p> <p>2 事務局長は、理事会の承認を経て会長が任免する。</p> <p>3 事務局に関する重要な事項は、理事会の決議を経て会長が定める。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 13 章 雑 則</b></p> <p>(委 任)</p> <p>第 46 条 この定款の施行に必要な事項は、この定款で定めるものを除き理事会の決議を経て別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という)第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。</p> <p>2 本会の最初の代表理事は 佐藤 信彦 とする。</p> <p>3 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 37 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。</p> <p><u>4 この定款の変更(第 5 条第 1 項及び第 7 条第 1 項)は、令和 2 年 6 月 8 日から施行する。</u></p>

## 会員規程、入会金及び会費規程の変更

「会員規程」、及び「入会金及び会費規程」の一部を変更するため、  
定款第 12 条の規定に基づきお諮りするものである。

## 会員規程、入会金及び会費規程の変更

### 1. 変更の理由

- (1) 会員規程第 3 条(種別)の内容を、定款第 5 条(法人の構成員)の条文変更に関連して変更を行うものである。
- (2) 先般策定した JTA ビジョン(令和元年 11 月 14 日 理事会決定)を踏まえ、その財政的基盤となる団体会員等の年会費を 35 年ぶりに改定するとともに、創設する学生会員制度に伴いその年会費を定めることとしたい。  
 ついては、入会金及び会費規程第 3 条(会費)の内容の変更を行うものである。  
 なお、その施行日は令和 3 年 4 月 1 日とする。

### 2. 変更の内容

会員規程、入会金及び会費規程の変更の内容は、それぞれ次のとおりである。

#### (1) 会員規程

(下線部が変更部分)

現行規定	変更案
(種別) 第 3 条 本会の会員は、下記の通りとする。 (1) 個人会員 本会の目的に賛同して入会した個人 (2) 団体会員 本会の目的に賛同して入会した法人又は団体 (3) 推薦会員 団体会員から推薦を受けた個人 (4) 特別会員 理事会において推薦を受けた個人 (5) 名誉会員 本会に功労があった個人で総会において推薦を受けた個人 (6) 賛助会員 本会の目的に賛同してその事業を推進するために入会した法人又は団体	(種別等) 第 3 条 本会の会員は、 <u>定款第 5 条に定めるほか</u> 、下記のとおりとする。  <u>(会員種別は、定款第 5 条で規定しているため、現行の(1)～(6)は会員規程から削除。)</u>
2 団体会員には、会費の金額によって特級、特 A 級、A 級、B 級、C 級、D 級を設ける。	<u>(1) 団体会員には、会費の金額によって特級、特 A 級、A 級、B 級、C 級、D 級を設ける。</u>
3 団体会員から推薦を受ける推薦会員数は、団体会員特級は 1 名以内、同特 A 級は 9 名以内、A 級は 4 名以内、同 B 級は 2 名以内、同 C 級は 1 名以内とする。	<u>(2) 団体会員から推薦を受ける推薦会員数は、団体会員特級は 1 名以内、同特 A 級は 9 名以内、A 級は 4 名以内、同 B 級は 2 名以内、同 C 級は 1 名以内とする。</u>
	附則 (現行の附則を 1 とし、次項を加える。) <u>2 この規程は、令和 2 年 6 月 8 日から適用する。</u>

(2) 入会金及び会費規程

(下線部が変更部分)

現行規定	変更案
<p>(年会費)</p> <p>第3条 本会の年会費は、会員の種別に応じて、次に掲げるところによる。</p> <p>(1) 個人会員 年 1万2千円</p> <p>(2) 団体会員 特級 年 200万円 以上 特A級 年 140万円 A級 年 70万円 B級 年 42万円 C級 年 28万円 D級 年 14万円</p> <p>(3) 賛助会員 年 6万円</p>	<p>(年会費)</p> <p>第3条 本会の年会費は、会員の種別に応じて、次に掲げるところによる。</p> <p>(1) 個人会員 年 1万2千円</p> <p>(2) 団体会員 特級 年 200万円 以上 特A級 年 <u>180万円</u> A級 年 <u>90万円</u> B級 年 <u>54万円</u> C級 年 <u>36万円</u> D級 年 <u>18万円</u></p> <p><u>(3) 学生会員</u> 年 <u>3千円</u></p> <p><u>(4) 賛助会員</u> 年 <u>7万2千円</u></p> <p>附則 (現行の附則を1とし、次項を加える。)</p> <p><u>2 この規程は、令和3年4月1日から適用する。</u></p>

(1) 会員規程 新旧対照表

現行規定(平成 25 年 4 月 1 日制定)	変更案(下線部が変更部分)
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規程は、一般社団法人日本トンネル技術協会(以下「本会」という。)定款第 6 条の規定に基づき、本会の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(入会)</p> <p>第 2 条 本会の会員になろうとするものは、所定の入会申込書を提出しなければならない。</p> <p>2 本会への入会の可否は、次に掲げる基準を基に会長が決定する。</p> <p>(1)本会の目的に賛同するものであること。</p> <p>(2)本会の会員であったものである場合においては、過去において除名の処分を受けたものでなく、かつ現在において未納会費がないものであること。</p> <p>(3)暴力団その他の反社会的勢力に属するものではないこと。</p> <p>3 理事会において入会の可否を決定したときは、入会決定通知書により、入会申込者に通知しなければならない。</p> <p>4 前 3 項の規程にかかわらず、特別会員の入会については、理事会が承認し、本人が入会を承諾することにより成立する。また名誉会員の入会については、総会が承認し、本人が入会を承諾することにより成立する。</p> <p>5 入会者は、会員の種別ごとに会員名簿に登録しなければならない。</p> <p>(種別)</p> <p>第 3 条 本会の会員は、下記の通りとする。</p> <p>(1) 個人会員 本会の目的に賛同して入会した個人</p> <p>(2) 団体会員 本会の目的に賛同して入会した法人又は団体</p> <p>(3) 推薦会員 団体会員から推薦を受けた個人</p> <p>(4) 特別会員 理事会において推薦を受けた個人</p> <p>(5) 名誉会員 本会に功労があった個人で総会において推薦を受けた個人</p>	<p>目的)</p> <p>第 1 条 この規程は、一般社団法人日本トンネル技術協会(以下「本会」という。)定款第 6 条の規定に基づき、本会の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(入会)</p> <p>第 2 条 本会の会員になろうとするものは、所定の入会申込書を提出しなければならない。</p> <p>2 本会への入会の可否は、次に掲げる基準を基に会長が決定する。</p> <p>(1)本会の目的に賛同するものであること。</p> <p>(2)本会の会員であったものである場合においては、過去において除名の処分を受けたものでなく、かつ現在において未納会費がないものであること。</p> <p>(3)暴力団その他の反社会的勢力に属するものではないこと。</p> <p>3 理事会において入会の可否を決定したときは、入会決定通知書により、入会申込者に通知しなければならない。</p> <p>4 前 3 項の規程にかかわらず、特別会員の入会については、理事会が承認し、本人が入会を承諾することにより成立する。また名誉会員の入会については、総会が承認し、本人が入会を承諾することにより成立する。</p> <p>5 入会者は、会員の種別ごとに会員名簿に登録しなければならない。</p> <p>(種別等)</p> <p>第 3 条 本会の会員は、<u>定款第 5 条に定めるほか</u>、下記のとおりとする。</p>

現行規定(平成 25 年 4 月 1 日制定)	変更案(下線部が変更部分)
<p>(6) 賛助会員 本会の目的に賛同してその事業を推進するために入会した法人又は団体</p> <p>2 団体会員には、会費の金額によって特級、特 A 級、A 級、B 級、C 級、D 級を設ける。</p> <p>3 団体会員から推薦を受ける推薦会員数は、団体会員特級は 1 名以内、同特 A 級は 9 名以内、A 級は 4 名以内、同 B 級は 2 名以内、同 C 級は 1 名以内とする。</p> <p>(入会金及び会費)</p> <p>第 4 条 入会者は、すみやかに入会金及び会費規程の定めるところにより会費を支払わなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、推薦会員、特別会員及び名誉会員については、入会金及び会費の支払を要しない。</p> <p>(退 会)</p> <p>第 5 条 定款第 8 条、第 9 条、第 10 条に該当する会員については、退会とみなし、会員名簿から削除する。</p> <p>(変 更)</p> <p>第 6 条 この規程は、定款第 12 条の規定により、総会の決議によって変更することができる。</p> <p>附則</p> <p>この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 18 年法律第 50 号) 第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。</p>	<p>(1) 団体会員には、会費の金額によって特級、特 A 級、A 級、B 級、C 級、D 級を設ける。</p> <p>(2) 団体会員から推薦を受ける推薦会員数は、団体会員特級は 1 名以内、同特 A 級は 9 名以内、A 級は 4 名以内、同 B 級は 2 名以内、同 C 級は 1 名以内とする。</p> <p>(入会金及び会費)</p> <p>第 4 条 入会者は、すみやかに入会金及び会費規程の定めるところにより会費を支払わなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、推薦会員、特別会員及び名誉会員については、入会金及び会費の支払を要しない。</p> <p>(退 会)</p> <p>第 5 条 定款第 8 条、第 9 条、第 10 条に該当する会員については、退会とみなし、会員名簿から削除する。</p> <p>(変 更)</p> <p>第 6 条 この規程は、定款第 12 条の規定により、総会の決議によって変更することができる。</p> <p>附則</p> <p><u>1</u> この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 18 年法律第 50 号) 第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。</p> <p><u>2</u> この規程は、令和 2 年 6 月 8 日から適用する。</p>

(2) 入会金及び会費規程 新旧対照表

現行規定(平成 25 年 4 月 1 日制定)	変更案(下線部が変更部分)
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規程は、一般社団法人日本トンネル技術協会(以下「本会」という。)定款第 7 条の規定に基づき、本会の入会金及び会費に関して必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(入会金)</p> <p>第 2 条 本会の入会金は、会員の種別に応じて、次に掲げるところによる。</p> <p>(1)個人会員 1 万円 (2)団体会員 5 万円</p> <p>2 ただし、入会金を当分の間免除するものとする。</p> <p>(年会費)</p> <p>第 3 条 本会の年会費は、会員の種別に応じて、次に掲げるところによる。</p> <p>(1) 個人会員 年 1 万 2 千円 (2) 団体会員 特級 年 200 万円 以上 特 A 級 年 140 万円 A 級 年 70 万円 B 級 年 42 万円 C 級 年 28 万円 D 級 年 14 万円</p> <p>(3) 賛助会員 年 6 万円</p> <p>2 年度の中で入会した会員のその事業年度の会費は、原則として月割りとして入会の翌月からその事業年度末までの月数に相当する金額とする。この場合において、百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p> <p>(納付)</p> <p>第 4 条 個人会員は、毎年 6 月、又は 12 月にそれぞれ 7 月、又は 1 月以降 1 ケ年分を前納するものとする。団体会員は、毎年 4 月及び 10 月に 6 カ月分を前納するものとする。ただし、事情により分納することができる。</p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規程は、一般社団法人日本トンネル技術協会(以下「本会」という。)定款第 7 条の規定に基づき、本会の入会金及び会費に関して必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(入会金)</p> <p>第 2 条 本会の入会金は、会員の種別に応じて、次に掲げるところによる。</p> <p>(1)個人会員 1 万円 (2)団体会員 5 万円</p> <p>2 ただし、入会金を当分の間免除するものとする。</p> <p>(年会費)</p> <p>第 3 条 本会の年会費は、会員の種別に応じて、次に掲げるところによる。</p> <p>(1) 個人会員 年 1 万 2 千円 (2) 団体会員 特級 年 200 万円 以上 特 A 級 年 <u>180 万円</u> A 級 年 <u>90 万円</u> B 級 年 <u>54 万円</u> C 級 年 <u>36 万円</u> D 級 年 <u>18 万円</u></p> <p><u>(3) 学生会員</u> 年 <u>3 千円</u> <u>(4) 賛助会員</u> 年 <u>7 万 2 千円</u></p> <p>2 年度の中で入会した会員のその事業年度の会費は、原則として月割りとして入会の翌月からその事業年度末までの月数に相当する金額とする。この場合において、百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p> <p>(納付)</p> <p>第 4 条 個人会員は、毎年 6 月、又は 12 月にそれぞれ 7 月、又は 1 月以降 1 ケ年分を前納するものとする。団体会員は、毎年 4 月及び 10 月に 6 カ月分を前納するものとする。ただし、事情により分納することができる。</p>

現行規定(平成 25 年 4 月 1 日制定)	変更案(下線部が変更部分)
<p>(変 更)</p> <p>第 5 条 この規程は、定款第 12 条の規定により、総会の決議によって変更することができる。</p> <p>附則</p> <p>この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 18 年法律第 50 号) 第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。</p>	<p>(変 更)</p> <p>第 5 条 この規程は、定款第 12 条の規定により、総会の決議によって変更することができる。</p> <p>附則</p> <p><u>1</u> この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 18 年法律第 50 号) 第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。</p> <p><u>2</u> この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。</p>

## 理事及び監事の選任

定款第 12 条第 2 号および同第 21 条第 1 項に基づき、理事および監事の選任についてお諮りするものである。

## 理事・監事の候補者名簿（敬称略）

令和2年6月8日

### 理事（再任）

- 1 ときまさ 時政 ひろし 宏 （一社）日本トンネル技術協会

（以上 1名）

### 理事（新任）

- 2 くわばら 桑原 てつろう 徹郎 本州四国連絡高速道路（株）

- 3 ささき 佐々木 けん 健 東京都下水道局

- 4 しらかわ 白川 けんじ 賢志 大成建設（株）

- 5 かずさ 上総 しゅうへい 周平 五洋建設（株）

- 6 さとう 佐藤 しんいちろう 新一郎 飛島建設（株）

- 7 おかの 岡野 ときぞう 利喜造 （株）フジタ

（以上 6名）

### 監事（新任）

- 8 まつさき 松崎 かおる 薫 東日本高速道路（株）

- 9 たにぐち 谷口 かずよし 和善 鉄建建設（株）

- 10 ながとも 永友 ひさのぶ 久信 東亜建設工業（株）

（以上 3名）

注；候補者名の左の数字は、候補者番号です。

## 【参考】任期中の理事・監事

### 理 事

谷口	博昭	(一財) 建設業技術者センター
小島	滋	(独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構
宮本	洋一	(一社) 日本建設業連合会
村尾	光弘	西日本高速道路 (株)
土橋	浩	首都高速道路 (株)
高瀬	昭雄	(独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構
大石	敬司	東京地下鉄 (株)
河田	孝志	清水建設 (株)
見喜	一朗	(株) 鴻池組
山田	裕之	戸田建設 (株)
吉川	大三	(株) 安藤・間
森	理太郎	三井住友建設 (株)

(以上 12名)

### 監 事

該当なし